

官報

号外

平成三年三月十五日

○第百二十回 衆議院會議録 第二十号

平成三年三月十五日(金曜日)

平成三年三月十五日

午後二時 本会議

○本日の會議に付した案件

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び
安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並
びに日本国における合衆国軍隊の地位に関す
る協定第二十四条についての新たな特別の措
置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の
協定の締結について承認を求めるの件

欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する
法律案(内閣提出)

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律
の一部を改正する法律案(内閣提出)

著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)

山村振興法の一部を改正する法律案(鹿野道彦
君外十三名提出)

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
(農林水産委員長提出)

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認
を求めるの件

平成三年三月十五日 衆議院會議録第二十号

午後四時十二分開議
○議長(櫻内義雄君) これより會議を開きます。

○北村直人君 議案上程に関する緊急動議を提出
いたします。

内閣提出、恩給法等の一部を改正する法律案を
議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進め
られることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 北村直人君の動議に御異議
ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 恩給法等の一部を改正する
法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。内閣委員長近岡理一
郎君。

恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書
[本号末尾に掲載]

○近岡理一郎君登壇

「近岡理一郎君登壇」
たたいま議題となりました恩給
法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣
委員会における審査の経過及び結果を御報告申し
上げます。

本案は、恩給受給者に対する処遇の適正な改善

恩給法等の一部を改正する法律案、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

を図るため、平成二年における公務員給与の改定
及び消費者物価の上昇その他の諸事情を総合勘案
し、恩給年額を平成三年四月から三・七二%引き
上げるほか、各種加算額についても所要の改定を
行おうとするものであります。

本案は、二月五日日本委員会に付託され、二十
一日佐々木總務庁長官から提案理由の説明を聴取
し、本日質疑を行い、採決いたしましたところ、
全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと
決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり
ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしま
した。

○北村直人君 議案上程に関する緊急動議を提出
いたします。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び
安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに
日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第
二十四条についての新たな特別の措置に関する日
本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結につ
いて承認を求めるの件を議題とし、委員長の報告を
求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 北村直人君の動議に御異議
ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

恩給法等の一部を改正する法律案、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及
び安全保障条約第六条に基づく施設及び区
域並びに日本国における合衆国軍隊の地位
に関する協定第二十四条についての新たな
特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆
国との間の協定の締結について承認を求め
るの件

○議長(櫻内義雄君) 日本国とアメリカ合衆国と
の間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく
施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の
地位に関する協定第二十四条についての新たな特
別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間
の協定の締結について承認を求めるの件を議題と
いたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長牧野隆守
君。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び
安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並
びに日本国における合衆国軍隊の地位に関す
る協定第二十四条についての新たな特別の措
置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の
協定の締結について承認を求めるの件を
[本号末尾に掲載] 同報告を要す。

○牧野隆守君登壇

「牧野隆守君登壇」
たたいま議題となりました在日米
軍駐留経費特別協定につきまして、外務委員会に
おける審査の経過及び結果を御報告申し上げま
す。

本協定は、日米両国を取り巻く諸情勢の変化に
留意し、日本国に合衆国軍隊を維持することに伴
う経費の日本側による一層の負担を自主的に図
り、日本国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確
保するため、日米間の経費負担の原則を定める地
位協定第二十四条について、新たな特別の措置を
講じようとするものであります。政府は、平成二
年十二月以来、米政府と交渉を行った結果、本

平成三年三月十五日 衆議院會議録第二十号

日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本國における合衆國軍隊の地位に關する協定第二十四條についての新定

二

協定は、平成三年一月十四日ワシントンにおいて署名されたものであります。

本協定は、在日米軍従業員に対する基本給等一定の給与の支払いに要する経費並びに合衆國軍隊等が公用のため調達する電気等及び暖房用等燃料に係る料金または代金の支払いに要する経費の全部または一部を負担することとしており、平成八年三月三十一日まで効力を有することなどが規定されております。

本件は、二月一日提出され、二月二十二日の本會議において趣旨説明が行われた後、同日外務委員會に付託されました。委員會におきましては、同日直ちに中山外務大臣から提案理由の説明を聴取し、三月十三日及び本十五日に質疑を行い、討論の後、引き続き採決を行いました結果、本件は多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 討論の通告があります。これを許します。川島實君。

【川島實君登壇】

○川島實君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題になっております在日米軍駐留経費特別協定の締結について承認を求めるの件に反対の立場から、その理由を申し上げます。

第一に、平成二年度の政府の外交の近況報告書に、「国際社会の変化とわが国の外交課題」の中で、国際関係は、アルシュ・サミットからヒューストン・サミットに至るこの一年間ほど、歴史的な変革を経験した時代はかつてなかったと述べられております。

国際社会は、ベルリンの壁の崩壊を初め、ソ連の共産党一党独裁の放棄や東欧諸国の市場経済体制への移行が行われ、米ソ関係においても、マルタからワシントンへと二回の首脳会談により、軍備管理・軍縮、地域紛争、人権、二国間関係及び地球環境、麻薬、テロ等の全地球的問題が話し合

われました。このように東西関係は、戦後四十年間に初めて対話と協調を基調とする新しい関係の構築に向かつて動き始めたものと認めているにもかかわらず、何らこれらの新しい流れに対する的確な対策が行われておりません。

世界は今新たな国際秩序を模索する時代に入りつつあり、こうした中で、日米安保条約の前提とされていたソ連の脅威という状況は、東西冷戦の終結によって根本的に変化し、もはや安保条約は空洞化しつつあります。アメリカ合衆國においても、今後三年間でフィリピン、韓国等アジア地域からの駐留米軍六千人の縮小を発表している今日、我が国だけが、地位協定にさらに特例まで設けてこれらの動きに逆行する理由は見当たりにません。(拍手)

第二は、条約第六條の実施に關する交換公文に、合衆國軍隊が何らかの措置または行動がとられる前に必ず協議することが約束されております。それなのに、米軍の日本國內における配置、裝備の重要な変更、日本の施設及び区域を戦闘作戦行動のために使用するなどがたびたび行われてきたにもかかわらず、一度も事前協議が行われていないのであります。

まして、中東における、今日、湾岸戦争に当たり、日本の安全及び極東の平和と安全を守ると称していた米軍が、駐留する軍隊の五万人のうち実に一万五千人もが移動したことは、周知のとおりであります。このように、米國駐留軍の飛行機、艦船、軍隊、弾薬等の大移動が行われているにもかかわらず、我が国の外務省は人員移動の内容すら掌握しておらず、協議も行われず、条約は明らかに空洞化していると言えます。(拍手)

第三に、日米地位協定第二十四條第一項に、駐留米軍経費は米國負担の原則が明記されているにもかかわらず、これを破り特例的な負担を行うことは、一定期間、特例的、限定的と言いつつ、実際は恒久的、全般的な負担を引き受けるものではないでしょうか。

政府は、委員會審議でも明らかなように、原則としつつ一定期間を限り、特定の経費に限って特例的に負担すると説明しておりますが、地位協定そのものの改定であります。これは速やかに地位協定そのものを見直すことが、独立国としての外交の正道ではないでしょうか。(拍手)

第四に、日米安保条約が結ばれた一九六〇年時代と比べて、日米両國の比重は根本的に変わりました。GNPは、一人当たり、日本は四百七十七ドルに対しアメリカは二千八百六十二ドルであったものが、一九八九年には、日本が二万三千三十一ドルに対しアメリカは二万一千三十六ドルと逆転しました。さらに、日米間の貿易収支は、一九六〇年アメリカ側が四億六千二百万ドルの黒字だったのが、六五年から逆転して、日本の黒字は五百億ドルを超えるに至りました。日本側の黒字が条約発効時のアメリカ側黒字の百倍以上という状態になりました。

もはや我が國は、アメリカに守ってもらわなければならないというような弱小小國ではありません。日米安保条約という枠組みを乗り越えて、平和的、自主的外交をもって世界に乗り出していくべき段階に來ているのであります。(拍手)日米安保条約を新しい国際情勢に合わせて改定しないのが理解ができません。

第五に、アメリカ政府は、在日米軍経費の一層の負担増額やアメリカの指示する國への日本の経済援助、ODAの拡充を求めているのであります。本来、日米地位協定によって、基地施設は日本、維持費用はすべてアメリカが負担することになつていにもかかわらず、特別協定の名のもとに徐々に負担割合が高められ、既に日本の負担は、駐留経費総額の四割弱を占め、金額にして約四千七百七十億円になっており、同盟國の中でも最も高い負担になっております。今回の負担増による日本の負担は五年で約二千二百億円となり、

我が國の負担割合は、駐留経費総額の五割にまで増加することになります。

これほどまでに負担が増加しながら、政府は協定を改定せず、維持費はアメリカが負担すると定めた日米地位協定をそのままでは筋が通りません。さらに根本的な問題は、我が國の安全保障政策上において、駐日米軍の位置づけがますますあいまいになってくるではありませんか。

最後に、アメリカは、第二次大戦で敗れた日本に対し、アメリカ合衆國のおかげで今日の日本があり、世界第二位の經濟大國に成長することを助けたと恩を売っているが、日本の經濟成長の原動力が平和憲法が存在と日本國民の勤勞の結果であったことは、國際的にも認められております。(拍手)

今こそ我が國の外交は、平和憲法の理念に返り、理想とする國連中心主義を貫き、対米追従に寄り過ぎたかじをとり直し、世界の各國と手をとり合い、國連憲章の改正に力を注ぎ、敵國条項を改正し、また、安保常任理事國として働くことができるように諸外國の信頼を勝ち取らなければなりません。世界で唯一の原爆の被害を受けた國として、また、平和憲法を貫き、非核三原則を守り、他國に武器を輸出することなく発展してきた國として、胸を張って各國とも親善を深め、眞の獨立國家として独自外交を展開すべきであります。

よって、このような筋の通らない在日米軍経費の負担のあり方について、我が党は断じて賛成することはできません。アメリカの議會は、駐留経費を我が國が負担しなければ駐留軍を引き揚げると言っておりますが、この際、もろ手を挙げて引き揚げに賛成しようではありませんか。(拍手)

以上、私は、在日米軍駐留経費の特別協定の反対理由を申し上げ、私の討論を終わります。(拍手) ○議長(櫻内義雄君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。(拍手)

○北村直人君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 北村直人君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長平沼赳夫君。

欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案及び同報告書

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔平沼赳夫君登壇〕

○平沼赳夫君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、東欧諸国における市場経済への移行等を促進するための欧州復興開発銀行に、我が国が加盟するために必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、政府は、同銀行に対し、加盟に伴う当初出資として、約千四百四十八億円の範囲内において、本邦通貨により出資することができるとすること、

第二に、同銀行への出資及び拠出は、国債の交付にすることが認められておりますので、国債の発行権限を政府に付与するとともに、その発行条件、償還等に関して必要な事項を定めることになしてあります。

次に、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、第一に、平成三年三月末に適用期限の到来する特恵関税制度について、さらにその適用期限を十年延長するとともに、特定の鉱工業産品等に係る適用限度額等の算定の基礎となる基準年次の変更及び適用限度額等の拡大を行うことになしてあります。

第二に、オキサミド等の関税率を撤廃するほか、平成三年三月末に適用期限の到来する暫定関税率及び関税の免税還付制度について、これらの適用期限を延長する等所要の改正を行うことになしてあります。

第三に、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に伴い、関税率表の品目分類について所要の調整を行うことになしてあります。

次に、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、

第一に、法律の題名を「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律」に改めることになしてあります。

第二に、電子情報処理組織により処理される税関手続に、海上運送貨物に係る税関手続を含めるための所要の改正を行うことになしてあります。

第三に、航空貨物通関情報処理センターの名称を「通関情報処理センター」に改めるとともに、同センターの業務に海上運送貨物に係る電算処理業務を含める等、所要の改正を行うことになしてあります。

以上の三案につきましては、本日橋本大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、直ちに質疑に入り、質疑終了後、三案につきまして順次採決いたしましたところ、欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案及び関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案については多数をもって、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案については全会一致をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これより採決に入ります。

まず、欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案及び関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○北村直人君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、著作権法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 北村直人君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長白井日出男君。

著作権法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔白井日出男君登壇〕

○白井日出男君 たいだいま議題となりました著作権法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、著作権隣接権の国際的な保護と外国レコードの保護について、その充実を図らうとするもので、その主な内容は、

第一に、レコードの貸与に関する権利を、関係条約により保護を受ける外国の実演家及びレコード製作者に対しても認めること、

第二に、実演家、レコード製作者などの著作権隣接権の保護期間を現行の三十年から五十年に延長すること、

第三に、レコード保護条約加入前の外国レコードから、商業用レコードとしての無断複製などについても禁止対象とすること、

第四に、この法律は、平成四年一月一日から施行すること、

などでありました。

本案は、三月十二日に本院に提出され、同日日本委員会に付託されたものであります。

本委員会におきましては、去る十三日井上文化大臣から提案理由の説明を聴取した後、本日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付けられました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

ませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○北村直人君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

鹿野道彦君外十三名提出、山村振興法の一部を改正する法律案とともに、農林水産委員長提出、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案は委員会の審査を省略して、両案を一括議題とし、委員長の報告及び趣旨弁明を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 北村直人君の動議に御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

山村振興法の一部を改正する法律案(鹿野道彦君外十三名提出)

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

○議長(櫻内義雄君) 山村振興法の一部を改正する法律案、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。農林水産委員長大原二三君。

山村振興法の一部を改正する法律案及び同報告書

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○大原二三君 たいだいま議題となりました両法案について申し上げます。

まず、山村振興法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における林業の不振や若年林業労働力の減少が森林の管理水準の低下等をもたらしている状況に対処し、山村振興施策の一層の拡充を図らうとするものであり、その主な内容は、

第一に、森林等の保全を図ることを山村振興の目標に追加したこと、

第二に、森林、農用地等の保全や農林産物の製造、加工等の事業を行う地方公共団体出資による法人を設立して若者の就業の場を確保することとし、当該法人が作成したこれら事業に関する計画を都道府県知事が認定する仕組みを新たに設けたこと、

第三に、当該認定法人に対し、税制等の支援措置を講ずることとしたこと

等でありました。

本案は、三月十四日本委員会に付託され、本十五日提出者を代表して鹿野道彦君から趣旨の説明を聴取した後、直ちに採決いたしましたところ、

本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

乳業施設資金融通制度は、酪農及び乳業の健全な発展に資するため、乳業を営むものに対し、農林漁業金融公庫から、その乳業施設の改良、造成等に必要資金を融通することを目的として、昭和三十六年に創設されました。

自來、本制度による貸付実績は、平成元年度までに三百七十三件、約二百四十五億円に上り、中小乳業を中心とした乳業の合理化と近代化及びこれを通じた酪農の健全な発展に大きな役割を果たしてまいりました。

しかしながら、最近における急速な国際化の進展、消費者ニーズの多様化、高度化、技術革新の

著しい進展等、酪農、乳業をめぐる環境は大きく変化しております。

このため、酪農、乳業の一層の発展を図るには、施設の改良、零細施設の統廃合、さらには立地移動による適正な施設の配置を進めることが必要であり、乳業、とりわけ、中小乳業の体質強化を図ることが喫緊の課題となっております。

本案は、こうした課題にこたえるため、本年三月三十一日をもって期限切れとなる本制度をさらに平成八年三月三十一日まで五年間延長しようとするものであります。

以上が本案提出の趣旨及び内容であります。

本案は、本三月十五日農林水産委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これより採決に入ります。まず、山村振興法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○北村直人君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 北村直人君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長亀井善之君。

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔亀井善之君登壇〕

○亀井善之君 たいだいま議題となりました港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、効率的な物流体系及び快適な旅客交通体系の形成、港湾の利用の高度化への対応、地域の活性化等の必要性が増大している実情にかんがみ、港湾の整備を引き続き強力かつ計画的に実施するため、平成三年度を初年度とする新しい港湾整備五カ年計画を策定することとするものであります。

本案は、三月一日日本委員会に付託され、十二日村岡運輸大臣から提案理由の説明を聴取した後、本日質疑を行いました。

その質疑の主な事項を申し上げますと、新港湾整備五カ年計画の主要施策、投資規模及び今後の港湾整備のあり方等であります。

かくて、同日質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○北村直人君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 北村直人君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

○議長(櫻内義雄君) 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。逓信委員長野中広務君。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○野中広務君 たいだいま議題となりました放送法

第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件について、逓信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の平成三年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであります。

まず、収支予算について申し上げます。

受信料の月額、前年度どおりといたしております。

一般勘定の事業収支においては、収入は五千四百二十七億三千万円、支出は四千八百六十九億二千円となっており、収支差金は五百五十八億一千万円、このうち、四百二十一億九千万円を資本支出に充当し、残り百三十六億二千円を翌年度以降の財政安定のための繰越金とすることとしたしております。

一般勘定の資本収支については、収入支出とも一千百十八億一千万円となっており、建設費六百二十八億円等を計上いたしております。

次に、事業計画について、その主なものを申し上げます。

全国あまねく受信できるよう、衛星放送設備の整備等を進めるとともに、視聴者の意向を積極的に受けとめ、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努めること、

国際放送については、番組の充実刷新を行い、あわせて受信の改善に努めること、

受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努めること

等となっており、業務の推進に当たっては、内部改革を行い、新しい時代の公共放送にふさわしい業務運営体制を確立して、一層創造的で能率的な運営と経営基盤の安定に努めることとしております。

最後に、資金計画については、収支予算及び事業計画に対応する年度中の資金の需要及び調達に関する計画を立てております。

なお、本件には、「おおむね適当なもの」と認めらる。との郵政大臣の意見が付されております。

本件は、去る二月二十二日逓信委員会に付託され、委員会においては本日閣内郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、また、島日本放送協会会長から補足説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

なお、本件に対し附帯決議が付けられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十二分散会

出席閣内大臣

外務大臣	中山太郎君
大蔵大臣	橋本龍太郎君
文部大臣	井上裕君
農林水産大臣	近藤元次君
運輸大臣	村岡兼造君
郵政大臣	関谷勝嗣君
国務大臣	佐々木満君
国務大臣	西田司君

平成三年三月十五日 衆議院會議録第二十号 朗読を省略した議長の報告 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

○朗読を省略した議長の報告

(理事補欠選任)

一、昨十四日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 加藤 万吉君(理事加藤万吉君去る)

理事 佐藤 敬治君(理事佐藤敬治君去る)

理事 松浦 利尚君(理事松浦利尚君去る)

理事 草川 昭三君(理事草川昭三君去る)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員 市川 雄一君 補欠 平田 米男君

農林水産委員 石破 茂君 補欠 松本 十郎君

今津 寛君 補欠 佐藤 隆君

堀込 征雄君 補欠 武藤 山治君

佐藤 隆君 補欠 今津 寛君

松本 十郎君 補欠 石破 茂君

武藤 山治君 補欠 堀込 征雄君

建設委員 志賀 節君 補欠 遠藤 武彦君

科学技術委員 小比木三郎君 補欠 森 英介君

加藤 紘一君 補欠 渡瀬 憲明君

環境委員 後藤田正晴君 補欠 後藤田正晴君

原田 憲君 補欠 戸井田三郎君

予算委員

村田敬次郎君

村山 達雄君

魚住 汎英君

金子原二郎君

古賀 誠君

武部 勲君

穂積 良行君

渡瀬 憲明君

古堅 実吉君

正森 成二君

佐藤 隆君

松本 十郎君

武藤 山治君

野田 実君

御法川英文君

細谷 治通君

東中 光雄君

金子 一義君

古屋 圭司君

町村 信孝君

石田 祝穆君

前田 武志君

築瀬 進君

後藤田正晴君

原田 憲君

村山 達雄君

小比木三郎君

渡瀬 憲明君

戸井田三郎君

平成三年度一般会計予算

平成三年度特別会計予算

平成三年度特別会計予算

平成三年度特別会計予算

補欠

後藤田正晴君

原田 憲君

村山 達雄君

小比木三郎君

渡瀬 憲明君

古堅 実吉君

志賀 節君

東中 光雄君

佐藤 隆君

御法川英文君

野田 実君

細谷 治通君

松本 十郎君

武藤 山治君

三浦 久君

加藤 紘一君

佐藤 隆君

村田敬次郎君

市川 雄一君

山村振興法の一部を改正する法律案(鹿野道彦君外十三名提出、衆法第七号)

農林水産委員会 付託

(議案送付)

一、昨十四日、衆議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

過疎地域活性化特別措置法の一部を改正する法律案

一、昨十四日、衆議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

平成三年度一般会計予算

平成三年度特別会計予算

平成三年度特別会計予算

平成三年度特別会計予算

平成三年度特別会計予算

平成三年度特別会計予算

平成三年度特別会計予算

平成三年度特別会計予算

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

部を次のように改正する。

別表第二号表中「四、八四四、〇〇〇円」を

「五、〇二四、〇〇〇円」に、「四、〇三六、〇〇〇円」を

「四、一八六、〇〇〇円」に、「三、三二五、〇〇〇円」を

「三、四四九、〇〇〇円」に、「二、七二八、〇〇〇円」を

「二、二九〇、〇〇〇円」に、「二、二〇八、〇〇〇円」を

「二、二〇八、〇〇〇円」に、「二、二〇八、〇〇〇円」を

「二、二〇八、〇〇〇円」に、「二、二〇八、〇〇〇円」を

「二、二〇八、〇〇〇円」に、「二、二〇八、〇〇〇円」を

「二、二〇八、〇〇〇円」に、「二、二〇八、〇〇〇円」を

「二、二〇八、〇〇〇円」に、「二、二〇八、〇〇〇円」を

「二、二〇八、〇〇〇円」に、「二、二〇八、〇〇〇円」を

「二、二〇八、〇〇〇円」に、「二、二〇八、〇〇〇円」を

「二、二〇八、〇〇〇円」に、「二、二〇八、〇〇〇円」を

「二、二〇八、〇〇〇円」に、「二、二〇八、〇〇〇円」を

「二、二〇八、〇〇〇円」に、「二、二〇八、〇〇〇円」を

「二、二〇八、〇〇〇円」に、「二、二〇八、〇〇〇円」を

「二、二〇八、〇〇〇円」に、「二、二〇八、〇〇〇円」を

「二、二〇八、〇〇〇円」に、「二、二〇八、〇〇〇円」を

「二、二〇八、〇〇〇円」に、「二、二〇八、〇〇〇円」を

「二、二〇八、〇〇〇円」に、「二、二〇八、〇〇〇円」を

「二、二〇八、〇〇〇円」に、「二、二〇八、〇〇〇円」を

「二、二〇八、〇〇〇円」に、「二、二〇八、〇〇〇円」を

「二、二〇八、〇〇〇円」に、「二、二〇八、〇〇〇円」を

「二、二〇八、〇〇〇円」に、「二、二〇八、〇〇〇円」を

「二、二〇八、〇〇〇円」に、「二、二〇八、〇〇〇円」を

「二、二〇八、〇〇〇円」に、「二、二〇八、〇〇〇円」を

「二、二〇八、〇〇〇円」に、「二、二〇八、〇〇〇円」を

「二、二〇八、〇〇〇円」に、「二、二〇八、〇〇〇円」を

「二、二〇八、〇〇〇円」に、「二、二〇八、〇〇〇円」を

「二、二〇八、〇〇〇円」に、「二、二〇八、〇〇〇円」を

「二、二〇八、〇〇〇円」に、「二、二〇八、〇〇〇円」を

「二、二〇八、〇〇〇円」に、「二、二〇八、〇〇〇円」を

「二、二〇八、〇〇〇円」に、「二、二〇八、〇〇〇円」を

「一、一〇一、八〇〇円」を「一、一四二、八〇〇円」に、「一、五三五、〇〇〇円」を「一、五九二、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「四、五四八、八〇〇円」を「四、七二八、〇〇〇円」に、「四、二〇二、〇〇〇円」を「四、三三八、〇〇〇円」に、「四、〇二七、〇〇〇円」を「四、一七六、八〇〇円」に、「三、八八八、四〇〇円」を「四、〇三三、〇〇〇円」に、「二、七四三、四〇〇円」を「二、八四五、五〇〇円」に、「二、三五九、一〇〇円」を「二、四四六、九〇〇円」に、「二、二四〇、四〇〇円」を「二、三三三、七〇〇円」に、「二、一八五四、六〇〇円」を「二、九三三、六〇〇円」に、「一、七三三、九〇〇円」を「一、七九八、四〇〇円」に、「一、六三六、八〇〇円」を「一、六九七、七〇〇円」に、「一、五三八、一〇〇円」を「一、五九五、三〇〇円」に、「一、四四一、五〇〇円」

附則別表第一(附則第十三条関係)

階 級	仮 定 俸 給 年 額
大 将	六、八二三、四〇〇円
中 将	六、〇八一、二〇〇円
少 将	四、八三一、一〇〇円
大 佐	四、一七六、八〇〇円
中 佐	三、九九六、七〇〇円
少 佐	三、一三三、四〇〇円
大 尉	二、六四四、八〇〇円
中 尉	二、一〇〇、五〇〇円
少 尉	一、七九八、四〇〇円
准士官	一、六五八、一〇〇円
曹長又は上等兵曹	一、三六六、六〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一、二七九、七〇〇円

を「一、四九五、一〇〇円」に、「一、三九七、五〇〇円」を「一、四四九、五〇〇円」に、「一、三二七、六〇〇円」を「一、三六六、六〇〇円」に、「一、一七四、三〇〇円」を「一、二二八、〇〇〇円」に、「一、一四六、五〇〇円」を「一、一八九、一〇〇円」に、「一、〇二一、八〇〇円」を「一、一四二、八〇〇円」に、「一、一九四、〇〇〇円」を「一、二三八、〇〇〇円」に改める。
(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。
附則第二十七条ただし書中「百五十三万五千円」を「百五十九万二千円」に、「百十九万四千円」を「百二十三万八千円」に改める。
附則別表第一を次のように改める。

伍長又は二等兵曹	一、二四七、〇〇〇円
兵	一、一四二、八〇〇円
備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。	
附則別表第四中「一、五六九、〇〇〇円」を「一、六二七、〇〇〇円」に改める。	
附則別表第五中「一、四二六、〇〇〇円」を「一、四七九、〇〇〇円」に、「一、一四四、〇〇〇円」を「一、一八七、〇〇〇円」に、「九二二、〇〇〇円」を「九五五、〇〇〇円」に、「八一五、〇〇〇円」を「八四五、〇〇〇円」に改める。	
附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。	
附則別表第六(附則第十三条関係)	
仮 定 俸 給 年 額	金 額
六、八二三、四〇〇円	六、六五九、〇〇〇円
六、〇八一、二〇〇円	五、九七一、四〇〇円
四、八三一、一〇〇円	四、七二八、〇〇〇円
四、一七六、八〇〇円	四、〇三三、〇〇〇円
三、九九六、七〇〇円	三、八二一、七〇〇円
三、一三三、四〇〇円	三、〇二三、四〇〇円
二、六四四、八〇〇円	二、四四六、九〇〇円
二、一〇〇、五〇〇円	一、九二三、六〇〇円
一、七九八、四〇〇円	一、六九七、七〇〇円
一、六五八、一〇〇円	一、四九五、一〇〇円
一、三六六、六〇〇円	一、二四七、〇〇〇円
一、二七九、七〇〇円	一、一八九、一〇〇円
一、二四七、〇〇〇円	一、一四二、八〇〇円
一、一四二、八〇〇円	一、〇〇六、八〇〇円
仮 定 俸 給 年 額	金 額
六、八二三、四〇〇円	七、三三五、一〇〇円

附則別表第六の二(附則第十三条関係)

六、〇八一、二〇〇円	六、五四三、〇〇〇円
四、八三一、一〇〇円	五、五三七、〇〇〇円
四、一七六、八〇〇円	四、八三一、一〇〇円
三、九九六、七〇〇円	四、五三八、七〇〇円
三、一二三、四〇〇円	三、六二二、七〇〇円
二、六四四、八〇〇円	三、〇二三、四〇〇円
二、一〇〇、五〇〇円	二、四〇一、一〇〇円
一、七九八、四〇〇円	二、一〇〇、五〇〇円
一、六五八、一〇〇円	一、八九七、一〇〇円
一、三六六、六〇〇円	一、五四五、〇〇〇円
一、二七九、七〇〇円	一、四四九、五〇〇円
一、二四七、〇〇〇円	一、四〇四、〇〇〇円
一、一四二、八〇〇円	一、二七九、七〇〇円

附則別表第七(附則第十三条関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
二、六四四、八〇〇円	二、八四五、五〇〇円
二、一〇〇、五〇〇円	二、二六九、三〇〇円
一、七九八、四〇〇円	一、九九九、六〇〇円
一、六五八、一〇〇円	一、七九八、四〇〇円

附則別表第八(附則第十三条関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
二、六四四、八〇〇円	三、二七九、五〇〇円
二、一〇〇、五〇〇円	二、五七九、四〇〇円
一、七九八、四〇〇円	二、三三三、七〇〇円
一、六五八、一〇〇円	二、一〇〇、五〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百十九万四千円」を「百二十三万八千円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「平成二年四月分」を「平成三年四月分」に改め、同項の表中「九五四、〇〇〇円」を「九八九、五〇〇円」に、「七一五、五〇〇円」を「七四二、一〇〇円」に、「五七二、四〇〇円」を「五九三、七〇〇円」に、「四七七、〇〇〇円」を「四九四、八〇〇円」に、「六六七、一〇〇円」を「六九一、九〇〇円」に、「五〇〇、三〇〇円」を「五一八、九〇〇円」に、「四〇〇、三〇〇円」を「四一五、一〇〇円」に、「三三三、六〇〇円」を「三四六、〇〇〇円」に改め、同条第四項中「平成二年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項の表中「三、六九二、八〇〇円」を「三、八三〇、二〇〇円」に、「三、〇八〇、一〇〇円」を「三、一九四、七〇〇円」に、「二、五四五、六〇〇円」を「二、六四〇、三〇〇円」に、「二、〇一七、七〇〇円」を「二、〇九二、八〇〇円」に、「一、六四一、〇〇〇円」を

「一、七〇二、〇〇〇円」に、「一、三三九、六〇〇円」を「一、三七九、一〇〇円」に、「一、二〇八、八〇〇円」を「一、二五三、八〇〇円」に、「一、一〇〇、三〇〇円」を「一、一四一、二〇〇円」に、「八八四、六〇〇円」を「九一七、五〇〇円」に、「七二四、七〇〇円」を「七四一、三〇〇円」に、「六二八、八〇〇円」を「六五二、二〇〇円」に改める。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第一号中「二十二万九千二百円」を「二十三万六千三百円」に改め、同項第二号及び第三号中「十三万九百円」を「十三万五千円」に改め、同条第二項中「十二万四百円」を「十一万四千七百円」に改める。

附則第十五条第二項中「三十三万三千六百円」を「三十四万六千円」に、「二十五万二百円」を「二十五万九千五百円」に改め、同条第四項中「六万四千三百円」を「六万八千三百円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

(文官等の恩給年額の改定)

第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)附則第十条第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く。)若しくは公務員に準ずる者(同項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く。)又はこ

これらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、平成三年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法（改正後の法律第五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。附則第十条において同じ。）の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（傷病恩給に関する経過措置）

第三条 増加恩給（第七項の増加恩給を除く。）については、平成三年四月分以降、その年額（恩給法第六十五号附則第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の同条第一項に規定する年額に改定する。

第四条 平成三年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、なお従前の例による。

第五条 第七項の増加恩給については、平成三年四月分以降、その年額（法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五号附則第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第六条 傷病年金については、平成三年四月分以降、その年額（妻に係る加給の年額を除く。）を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第七条 特例傷病恩給については、平成三年四月分以降、その年額（恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号）附則第十三

条第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。）を、改正後の同条第二項に規定する年額に改定する。

（扶助料等に関する経過措置）

第八条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。）附則第十四條第一項又は第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成三年四月分以降、その加算の年額を、それぞれ改正後のこれらの規定に規定する年額に改定する。

第九条 傷病者遺族特別年金については、平成三年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五條の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（旧軍人等の恩給年額の改定）

第十条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、平成三年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則第一の仮定俸給年額（法律第五十五号附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三條第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三條第四項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七（七十歳以上の者並びに七十

歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあっては、改正後の法律第五十五号附則別表第八）の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（職權改定）

第十一条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

（恩給年額の改定の場合の端数計算）

第十二条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出

して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）

第十三条 平成三年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八條ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十条の規定による改定を行わなかった場合に受けることとなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

附則別表（附則第二条関係）

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮 定 俸 給 年 額
九七〇、七〇〇円	一、〇〇六、八〇〇円
一、〇一三、七〇〇円	一、〇五一、四〇〇円
一、〇五八、〇〇〇円	一、〇九七、四〇〇円
一、一〇一、八〇〇円	一、一四二、八〇〇円
一、一四六、五〇〇円	一、一八九、一〇〇円
一、一七四、三〇〇円	一、二一八、〇〇〇円
一、二〇二、三〇〇円	一、二四七、〇〇〇円
一、二三三、八〇〇円	一、二七九、七〇〇円
一、二七八、七〇〇円	一、三二六、三〇〇円
一、三一七、六〇〇円	一、三六六、六〇〇円
一、三五三、六〇〇円	一、四〇四、〇〇〇円
一、三九七、五〇〇円	一、四四九、五〇〇円
一、四四一、五〇〇円	一、四九五、一〇〇円

一、四八九、六〇〇円	一、五四五、〇〇〇円
一、五三八、一〇〇円	一、五九五、三〇〇円
一、五九八、六〇〇円	一、六五八、一〇〇円
一、六三六、八〇〇円	一、六九七、七〇〇円
一、六八六、〇〇〇円	一、七四八、七〇〇円
一、七三三、九〇〇円	一、七九八、四〇〇円
一、八二九、一〇〇円	一、八九七、一〇〇円
一、八五四、六〇〇円	一、九二三、六〇〇円
一、九二七、九〇〇円	一、九九九、六〇〇円
二、〇二五、二〇〇円	二、一〇〇、五〇〇円
二、一三三、九〇〇円	二、二二二、二〇〇円
二、一八七、九〇〇円	二、二六九、三〇〇円
二、二四〇、四〇〇円	二、三三三、七〇〇円
二、三二五、〇〇〇円	二、四〇一、一〇〇円
二、三五六、一〇〇円	二、四四六、九〇〇円
二、四八六、九〇〇円	二、五七九、四〇〇円
二、五四九、九〇〇円	二、六四四、八〇〇円
二、六一六、二〇〇円	二、七二三、五〇〇円
二、七四三、四〇〇円	二、八四五、五〇〇円
二、八七一、八〇〇円	二、九七八、六〇〇円
二、九〇五、三〇〇円	三、〇一三、四〇〇円
三、〇一一、四〇〇円	三、一二三、四〇〇円
三、一六一、九〇〇円	三、二七九、五〇〇円
三、三二〇、八〇〇円	三、四三四、〇〇〇円
三、四〇三、〇〇〇円	三、五二九、六〇〇円

三、四九二、八〇〇円	三、六二二、七〇〇円
三、六七五、〇〇〇円	三、八一、七〇〇円
三、八五三、四〇〇円	三、九九六、七〇〇円
三、八八八、四〇〇円	四、〇三三、〇〇〇円
四、〇二七、〇〇〇円	四、一七六、八〇〇円
四、二〇二、〇〇〇円	四、三五八、三〇〇円
四、三七五、九〇〇円	四、五三八、七〇〇円
四、五四八、八〇〇円	四、七一八、〇〇〇円
四、六五七、八〇〇円	四、八三一、一〇〇円
四、七七四、〇〇〇円	四、九五、六〇〇円
四、九九七、九〇〇円	五、一八三、八〇〇円
五、二二四、三〇〇円	五、四一八、六〇〇円
五、三三八、四〇〇円	五、五三七、〇〇〇円
五、四四六、六〇〇円	五、六四九、二〇〇円
五、六六一、四〇〇円	五、八七二、〇〇〇円
五、七五七、二〇〇円	五、九七一、四〇〇円
五、八六三、一〇〇円	六、〇八一、二〇〇円
六、〇五〇、四〇〇円	六、二七五、五〇〇円
六、二三九、六〇〇円	六、四七一、七〇〇円
六、二七四、九〇〇円	六、五〇八、三〇〇円
六、三〇八、三〇〇円	六、五四三、〇〇〇円
六、三四一、八〇〇円	六、五七七、七〇〇円
六、四二〇、二〇〇円	六、六五九、〇〇〇円
六、五七八、七〇〇円	六、八二三、四〇〇円
六、七三七、二〇〇円	六、九八七、八〇〇円

六、八二五、五〇〇円	七、〇六九、〇〇〇円
六、八九五、八〇〇円	七、一五二、三〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が九七〇、七〇〇円未満の場合又は六、八九五、八〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇三七二を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、仮定俸給年額とする。

理 由

最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額、普通恩給等の最低保障額等の引上げを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図るため、平成二年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情を総合

(一) 普通恩給の最低保障額

区 分	実在職年数	現行年額	平成三年四月改定年額
六十五歳以上の者	最短恩給年限以上	九五四、〇〇〇円	九八九、五〇〇円
	九年以上	七一五、五〇〇円	七四二、一〇〇円
	最短恩給年限未満	五七二、四〇〇円	五九三、七〇〇円
	六年未満	四七七、〇〇〇円	四九四、八〇〇円

勘案し、恩給年額を三・七二％引き上げるほか、各種加算額についても所要の改定を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 仮定俸給の引上げ

恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、平成三年四月分以降、三・七二％引き上げる。

2 普通恩給等の最低保障額の増額

普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、次表のとおり引き上げること。

六十五歳未満の者 (傷病恩給受給者を除く。)			
最短恩給年限以上	七二五、五〇〇円	七四二、一〇〇円	
九年以上	七一五、五〇〇円	七四二、一〇〇円	
六年以上九年未満	五七二、四〇〇円	五九三、七〇〇円	
六年未満	四七七、〇〇〇円	四九四、八〇〇円	
六十五歳未満の傷病恩給受給者			

(二) 普通扶助料の最低保障額

実在職年数	現行年額	平成三年四月改定年額
最短恩給年限以上	六六七、一〇〇円	六九一、九〇〇円
九年以上	五〇〇、三〇〇円	五一八、九〇〇円
最短恩給年限未満	四〇〇、三〇〇円	四一五、一〇〇円
六年未満	三三三、六〇〇円	三四六、〇〇〇円

3 公務関係扶助料の最低保障額等の増額

(一) 公務扶助料、増加非公死扶助料及び特例扶助料の最低保障額を、次表のとおり引き上げること。

区 分	現行年額	平成三年四月改定年額
公務扶助料	一、五三五、〇〇〇円	一、五九二、〇〇〇円
増加非公死扶助料及び特例扶助料	一、一四五、四〇〇円	一、二〇六、七〇〇円
増加非公死扶助料及び特例扶助料	一、一九四、〇〇〇円	一、二三八、〇〇〇円
扶助料	一、三〇四、四〇〇円	一、三五二、七〇〇円

(二) 公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、平成三年四月分以降、十一万四千四百円から十二万四千七百円に引き上げること。

傷病恩給の基本年額を増額

傷病恩給の基本年額を、次表のとおり引き上げること。

(一) 増加恩給

区 分	現 行 年 額	平成三年四月 改 定 年 額
第一項 症	四、八四四、〇〇〇円	五、〇二四、〇〇〇円
第二項 症	四、〇三六、〇〇〇円	四、一八六、〇〇〇円
第三項 症	三、三三五、〇〇〇円	三、四四九、〇〇〇円
第四項 症	二、六三〇、〇〇〇円	二、七二八、〇〇〇円
第五項 症	二、一二九、〇〇〇円	二、二〇八、〇〇〇円
第六項 症	一、七二〇、〇〇〇円	一、七八四、〇〇〇円
第七項 症	一、五六九、〇〇〇円	一、六二七、〇〇〇円

(二) 傷病年金

区 分	現 行 年 額	平成三年四月 改 定 年 額
第一款 症	一、四二六、〇〇〇円	一、四七九、〇〇〇円
第二款 症	一、一四四、〇〇〇円	一、一八七、〇〇〇円
第三款 症	九二一、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円
第四款 症	八一五、〇〇〇円	八四五、〇〇〇円

(三) 特例傷病恩給

区 分	現 行 年 額	平成三年四月 改 定 年 額
第一項 症	三、六九二、八〇〇円	三、八三〇、二〇〇円
第二項 症	三、〇八〇、一〇〇円	三、一九四、七〇〇円
第三項 症	二、五四五、六〇〇円	二、六四〇、三〇〇円
第四項 症	二、〇一七、七〇〇円	二、〇九二、八〇〇円
第五項 症	一、六四一、〇〇〇円	一、七〇二、〇〇〇円
第六項 症	一、三三九、六〇〇円	一、三七九、一〇〇円

5 傷病者遺族特別年金の基本年額等の増額

(一) 傷病者遺族特別年金の基本年額を、次表のとおり引き上げること。

区 分	現 行 年 額	平成三年四月 改 定 年 額
第一款 症	一、二〇八、八〇〇円	一、二五三、八〇〇円
第二款 症	一、一〇〇、三〇〇円	一、一四一、二〇〇円
第三款 症	八八四、六〇〇円	九一七、五〇〇円
第四款 症	七二四、七〇〇円	七四一、三〇〇円
第五款 症	六二八、八〇〇円	六五二、二〇〇円

傷病年金又は第一款症以上の
の特例傷病恩給受給者の遺
族「遺族加算を含んだ額
三三三、六〇〇円
三九七、九〇〇円」「遺族加算を含んだ額
三四六、〇〇〇円
四一四、三〇〇円」第二款症以下の特例傷病恩
給受給者の遺族「遺族加算を含んだ額
二五〇、二〇〇円
三一四、五〇〇円」「遺族加算を含んだ額
二五九、五〇〇円
三二七、八〇〇円」

(二) 傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、平成三年四月分以降、六万四千三百円から六万八千三百円に引き上げること。

6 寡婦加算の増額

普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、次表のとおり引き上げること。

扶養遺族数等	現 行 年 額	平成三年四月 改 定 年 額
扶養遺族である子二人以上	二二九、二〇〇円	二三六、三〇〇円
扶養遺族である子一人	一三〇、九〇〇円	一三五、〇〇〇円
扶養遺族である子を有しない六十歳以上		

7 施行期日

この法律は、平成三年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成三年度一般会計予算に約四百四十億二千八百万円が計上されている。

右報告する。

平成三年三月十五日

内閣委員長 近岡理一郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。

一 恩給年額の改定については、国家補償としての恩給の性格、恩給受給者の高齢化等に配慮し、今後とも現職公務員の給与水準との均衡を維持するよう努めること。

一 恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をすること。

一 恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等を図るとともに扶助料については、さらに給付水準の実質的向上を図ること。

一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

一 外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。

一 戦地勤務に服した旧日赤看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労給付金の増額について適切な措置をとること。

一 恩給欠格者等の処遇について検討の上、適切な措置を講ずるよう努めること。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成三年二月一日

内閣総理大臣 海部 俊樹

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第

二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等に基づき日本国に維持されている合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、平成三年一月十四日にワシントンで、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

日本国及びアメリカ合衆国は、共に千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）に基づき日本国に維持されている合衆国軍隊（以下

「合衆国軍隊」という。）は、日本国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与していることを確認し、

合衆国軍隊又は地位協定第十五条（a）に定める諸機関のために勤務に服する労働者で日本国が雇用するもの（以下「労働者」という。）の安定的な雇用の維持を図り、もって合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、千九百八十七年一月三十日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（千九百八十八年三月二日に東京で署名された議定書による改正を含む。以下「特別協定」という。）において、合衆国軍隊を維持することに伴う経費の負担の原則を定める地位協定第二十四条についての特別の措置が定められたことを想起し、

両国を取り巻く諸情勢の変化に留意し、合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、地位協定第二十四条についての新たな特別の措置を講ずることが必要であることを認めて、次のとおり協定した。

第一条

日本国は、この協定が効力を有する期間、労働者に対する次の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

- (a) 基本給、日雇従業員の日給、特殊期間従業員の給与、時給制臨時従業員の時給及び劇場従業員の給与
- (b) 調整手当、解雇手当、扶養手当、遠隔地手当、特殊作業手当、夏季手当、年末手当、寒

平成三年三月十五日 衆議院會議録第二十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての新
たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案及
び同報告書

一四

冷地手当、退職手当（人員整理のため合衆国軍隊又は地位協定第十五条（a）に定める諸機関により解職される労働者及び業務上の就労不能又は業務上の傷病による死亡により雇
用が終了する労働者に対する退職手当を含む）、人員整理退職手当、人員整理あん分手
当、通勤手当、転換手当、職位転換手当、年
度末手当、夜間勤務手当、住居手当、單身赴
任手当、時間調整給、時間外勤務給、時給制
臨時従業員の割増給、祝日給、夜勤給、休業
手当及び時給制臨時従業員の業務上の傷病に
対して認められる日給

(c) 船員の有給休暇未付与手当、危険貨物手
当、乗船手当、機関部手当、機関作業手当、
消火手当、外国船手当、外国航路手当、労務
手当、出勤手当、小型船手当、油送船手当、
引船手当及び船長、機関長手当

第二条

日本国は、この協定が効力を有する期間、合衆
国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証
明書を付して日本国で公用のため調達する次のも
のに係る料金又は代金の支払に要する経費の全部
又は一部を負担する。

(a) 公益事業によって使用に供される電気、ガ
ス、水道及び下水道
(b) (a)に規定するものを除くほか、暖房用、調
理用又は給湯用の燃料

第三条

日本国は、同国の会計年度ごとに、それぞれ第
一条及び前条の規定に基づいて負担する経費の具
体的金額を決定し、当該決定をアメリカ合衆国に
対し速やかに通報する。

第四条

日本国及びアメリカ合衆国は、この協定の実施
に関するすべての事項につき、地位協定第二十五
条（1）に定める合同委員会を通じて協議すること
ができる。

第五条

特別協定は、この協定が効力を生ずる日に終了
する。

第六条

この協定は、日本国及びアメリカ合衆国により
それぞれの国内法上の手続に従って承認されなけ
ればならない。この協定は、その承認を通知する
外交上の公文が交換された日に効力を生じ、千九
百九十六年三月三十一日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当
に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十二年一月十四日にワシントンで、ひ
としく正文である日本語及び英語により本書二通
を作成した。

日本国のために

中山太郎

アメリカ合衆国のために

ジェームズ・A・ペーカーIII

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力
及び安全保障条約第六條に基づく施設及び
区域並びに日本国における合衆国軍隊の地
位に関する協定第二十四條についての新たな

な特別の措置に関する日本国とアメリカ合
衆国との間の協定の締結について承認を求
めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

日米両国を取り巻く諸情勢の変化に留意し、
日本国に合衆国軍隊を維持することに伴う経費
の日本側による一層の負担を自主的に図り、日
本国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確保す
るため、平成二年十二月以来、日米間の経費負
担の原則を定める地位協定第二十四條について
の新たな特別の措置に関する協定の締結につい
て、日米両政府間で交渉を行ってきた。その結
果、合意に達したので、平成三年一月十四日ワ
シントンにおいて、本協定に署名を行った。

本協定の主な内容は次のとおりである。

1 我が国は、この協定が効力を有する期間
中、在日米軍従業員に対する基本給等一定の
給与の支払に要する経費並びに合衆国軍隊等
が公用のため調達する電気等及び暖房用等燃
料に係る料金又は代金の支払に要する経費の
全部又は一部を負担すること。

2 我が国は、会計年度ごとに、負担する経費
の具体的金額を決定し、当該決定を米国に対
し速やかに通報すること。

3 日米両国は、この協定の実施に関するすべ
ての事項につき、地位協定に基づく日米合同
委員会を通じて協議することができること。

なお、本協定は、その承認を通知する外交上
の公文が交換された日に効力を生じ、平成八年
三月三十一日まで効力を有することになってい
る。
よって政府は、本協定の締結について、日本

国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ
き、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、日本国に維持され
ている合衆国軍隊の効果的な活動の確保に資す
るものと考えられるので、妥当な措置であると
認め、本件は承認すべきものと議決した次第で
ある。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は、平成三年度一般会計予
算防衛施設庁所管に、当該年度の所要経費とし
て約百二億三千八百万円が計上されている。
右報告する。

平成三年三月十五日

外務委員長 牧野 隆守

衆議院議長 櫻内 義雄殿

欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関す
る法律案

右
国会に提出する。

平成三年二月十六日

内閣総理大臣 海部 俊樹

欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関
する法律

(目的)

第一条 この法律は、欧州復興開発銀行（以下「銀
行」という。）に加盟するために必要な措置を講
じ、及び欧州復興開発銀行を設立する協定（以
下「協定」という。）の円滑な履行を確保すること
を目的とする。

(出資等)

第二条 政府は、銀行に対し、千四百四十七億五千四百九十二万二千五百円の範囲内において、本邦通貨により出資することができる。

2 前項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により、出資し、又は協定第十八条に規定する特別基金に充てるため提出することができる。

(国債による出資等)

第三条 政府は、前条の規定により銀行に出資し又は提出する本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で出資し又は提出することができる。

2 前項の規定により出資し又は提出するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第百九十一号)第十条第三項から第七項まで(国債の発行条件、償還等)の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「銀行」とあるのは「欧州復興開発銀行」と、「出資した」とあるのは「出資し又は提出した」と読み替えるものとする。

(寄託所の指定)

第四条 日本銀行は、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七条(業務)の規定にかかわらず、協定第三十四条の二の規定による銀行の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行うものとする。

附 則

1 この法律は、協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十条第十五号中「米州投資公社」の下に「欧州復興開発銀行」を加える。

理 由

欧州復興開発銀行への加盟に伴い、同銀行に対する出資及び提出について所要の規定を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、欧州復興開発銀行への加盟に伴い、同銀行に対する出資及び提出について、所要の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 政府は、欧州復興開発銀行(以下「銀行」という。)に加盟するために、銀行に対し、

(一) 千四百四十七億五千四百九十二万二千五百円の範囲内において、本邦通貨により出資することができることとする。

(二) 予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により、追加出資し、又は銀行の特別基金に充てるため提出することができることとする。

2 政府は、銀行に対して出資し又は提出する本邦通貨の全部又は一部を、国債で出資し又

は提出することができることとし、当該国債の発行条件、償還等については、国際復興開発銀行の例に準ずることとする。

3 銀行の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務は、日本銀行が行うこととする。

4 この法律は、欧州復興開発銀行を設立する協定が日本国について効力を生ずる日から施行することとする。

5 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 議案の可決理由

東欧諸国における市場経済への移行の促進等を目的とする欧州復興開発銀行に加盟することは、これら諸国の経済発展の促進及び我が国と同地域との経済関係の緊密化に資するものである。

以上の観点から、同銀行に対する出資及び提出について所要の措置を講ずることとする本案は、時宜に適した妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第三類の注に次のように加える。

2 この類において「ペレット」とは、直接圧縮すること又は少量の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。

別表第三〇・三〇五項中「及びフィッシュミール」を「並びに魚の粉、ミール及びペレット」に、
「〇三〇五・一〇」を「フィッシュミール(食用に適するものに限る。)」に、
「〇三〇五・一〇」を「魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)」に改める。

欧州復興開発銀行の資本金のうち三〇%が、実際に払込みが必要とされる払込資本である。また、その払込みは、五年均等分割で行い、五〇%は国債で払い込むことができる。

このため、平成三年度一般会計予算に、「欧州復興開発銀行出資」として現金出資分四十三億四千三百万円が計上されている。また、国債による出資については、平成三年度償還見込額が、同年度一般会計予算の国債費に含まれている。

右報告する。

平成三年三月十五日

大蔵委員長 平沼 赳夫
衆議院議長 櫻内 義雄殿

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成三年二月二十一日

内閣総理大臣 海部 俊樹

別表第三〇三・〇六項中「及び蒸氣」を、「蒸氣」に改め、「であるかないかを問わない。」の下に「並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を加え、」〇三〇六・一九

その他のもの
「を」 〇三〇六・一九
その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

殻類の粉、ミール及
に適用するものに限る
「を」 〇三〇六・一九
その他のもの

「を」 〇三〇六・一九
その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

改める。

別表第三〇三・〇七項中「及び水棲無脊椎動物」を、「水棲無脊椎動物」に改め、「塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。」の下に「並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を加え、」

「を」 〇三〇六・一九
その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

殻類（食）
「を」 〇三〇六・一九
その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

別表第四類の注に次のように加える。

3 この類には、次の物品を含まない。

(a) ホエイから得た物品で、無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九五%を超えるもの（第一七・〇二項参照）

(b) アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇%を超えるものに限る。第三五・〇二項参照）及びグロブリン（第三五・〇四項参照）

別表第四類に号注として次のように加える。

号注

1 第四〇四・一〇号において「調製ホエイ」とは、ホエイの組成成分から成る物品（ホエイから乳糖、たんぱく質若しくは無機質の全部又は一部を除いたもの、ホエイにホエイの天然の組成成分を加えたもの及びホエイの天然の組成成分を混合して得たもの）をいう。

別表第四〇四・〇三項中「果実」の下に、「ナット」を加える。

別表第四〇四・一〇号中「ホエイ」の下に「及び調製ホエイ」を加える。

別表第四〇四・一〇号中「発酵」を「熱成」に改める。

別表第七類の注3(c)中「及びフレック」を、「フレック、粒及びペレット」に改める。

別表第八類の注に次のように加える。

3 この類の乾燥した果実及びナットには、少量の水分を添加したもの又は次の処理をしたものを含む。

(a) 保存性又は安定性を向上させるための処理（例えば、穏やかな加熱処理、硫黄くん蒸及びソルビン酸又はソルビン酸カリウムの添加）

(b) 外観を改善し又は維持するための処理（例えば、植物油又は少量のぶどう糖水の添加）ただし、乾燥した果実又はナットの特性を有するものに限る。

別表第九〇・〇二項中「〇九・〇二」茶
「を」 〇九・〇二
茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）

別表第九〇・〇九項中「カラウエイ又はジュニバーの種」を「又はカラウエイの種及びジュニバーの種」に、「ういきょう又はジュニバーの種」を「ういきょうの種及びジュニバーの種」に改める。

別表第二〇類の注1(b)中、「コンパードライス」を「コンパードライス」に改める。

別表第二一・〇五項中「及びフレック」を「フレック、粒及びペレット」に、「

〇 フレック
「を」 二五%
工業用の脂肪性モノカルボン酸

別表第二五・一九項中「
「を」 二五%
工業用の脂肪性モノカルボン酸

別表第二五・一九項中「
「を」 二五%
工業用の脂肪性モノカルボン酸

九・二〇
生ずるもの
「を」 一五%
工業用の脂肪性モノカルボン酸

九・三〇
工業用の脂肪性モノカルボン酸
「を」 一五%
工業用の脂肪性モノカルボン酸

用脂肪性モノカルボン酸
「を」 一五%
工業用の脂肪性モノカルボン酸

別表第一八〇六・二〇号中「又は板状」を「板状又は棒状」に改める。

別表第一九類の注2を次のように改める。

2 第一九・〇一において「穀粉」及び「ミール」とは、次の物品をいう。

(a) 第一類の穀粉及びミール

(b) 他の類の植物性の粉及びミール（乾燥野菜（第七・一二項参照）、ばれいしよ（第一一・〇五項参照）又は乾燥した豆（第一一・〇六項参照）の粉及びミールを除く。）

別表第二一〇七・九九号中「フルーツピューレー及びフルーツペースト」を「その他のもの」に改める。

別表第二二類の注1(c)を(b)とし、(d)を(e)とし、(e)を(f)とし、(f)を(g)とし、(g)を(h)とし、(h)の次に次のように加える。

(c) 香味を付けた茶(第九・〇二項参照)

別表第二二類の注1中(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)を(c)とし、(a)を(b)とし、同注1に(a)として次のように加える。

(a) 料理用に調製したこの類の物品(第二二・〇九項のものを除く。)で飲料に適しない処

別表第二二六・〇〇号中「ミード」の下に並びに「発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物(他の項に該当するものを除く。)」を加える。

別表第二五〇・一〇〇号中「あるかないか」の下に「又は固結防止剤を含有するかないか」を加える。

別表第二五二八・一〇号中「ほう酸ナトリウム」の下に「及びその精鉱(焼いてあるかないかを問わない。)」を加える。

別表第二八類の注6(d)中「〇・〇〇二マイクロキエリー」を「七四ペクレル(一グラムにつき〇・〇〇二マイクロキエリー)」に改める。

別表第二八・一八項中「酸化アルミニウム(人造コランダムを含む。)」を「人造コランダム(化学的に単一であるかないかを問わない。)、酸化アルミニウムに、二八・一八・一〇 人造コランダム(化学的に単一であるかないかを問わない。)」に改める。

別表第二八・一八項中「酸化アルミニウム」を「酸化アルミニウム(人造コランダムを除く。)」に改める。

別表第二八五〇・〇〇号中「問わない」の下に「ものとし、第二八・四九項の炭化物に該当するものを除く。」を加える。

別表第三四類の注5のただし書(b)中「限るものとし、」の下に「精製してあるかないか又は」を加える。

別表第三五・〇二項中「アルブミン及び」を「アルブミン(二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇%を超えるものに限る。)」及び「に改める。

別表第三八〇六・一〇号中「ロジン」の下に「及び樹脂酸」を加える。

別表第三八〇九・九一号中「繊維工業」の下に「その他これに類する工業を加える。

別表第三八〇九・九二号中「製紙工業」の下に「その他これに類する工業を加える。

別表第三八〇九・九九号中「その他を」を「皮革工業その他これに類する工業において使用する種類」に改め、同号を同表第三八〇九・九三号とする。

別表第四二・〇二項中「材料の下に」若しくは「紙」を加える。

別表第四四・〇三項及び第四四・〇七項中「オーク」の下に「(コナラ属のもの)」を、「ビーチ」の下に「(ブナ属のもの)」を加える。

別表第四八二〇・三〇号中「バインダー」の下に「(ブックカバーを除く。)」を加える。

別表第四九〇七・〇〇号中「及び小切手帳並びに紙幣、銀行券、」を「紙幣、銀行券及び小切手帳

並びに」に改める。

別表第一二部の注2(A)中「決定する。」の下に「構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるものがない場合には、当該物品は等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属するもののみから成る物品とみなしてその所属を決定する。」を加える。

別表第五九類の注6(a)を次のように改める。

(a) 運動用又はコンペヤ用のベルチング(紡織用繊維製のもので、厚さが三ミリメートル未満のものに限る。)

別表第五九・一一・一〇号中「の」以上の層と結合した」を「を塗布し、被覆し又は積層した」に改め、「供する」の下に「種類の」を加える。

別表第六一類の注8を次のように改める。

8 この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注8の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができないものについては、適用しない。

男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。

別表第六一・〇四項中「ジャケット」の下に「ブレザー」を加え、

ジャケット及びブレ

ザー

別表第六二類の注8を次のように改める。

8 この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注8の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができないものについては、適用しない。

男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。

別表第六二・〇四項中「ジャケット」の下に「ブレザー」を加え、

ジャケット及びブレ

ザー

別表第六三・〇六項中「帆」を「及び日よけ、テント、帆」に、「日よけ、テント及び」を「並びに」に改める。

別表第六四・〇六項中「履物の部分品の下に」(甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。))を加える。

別表第七〇類の注1(c)中「電気絶縁用物品(第八五・四七項参照)」を「第八五・四七項の電気絶縁用物品」に改める。

別表第七一類の注3(a)を次のように改める。

別表第八二〇・一・五〇号中「片手鋳定はさみ」の下に「その他これに類する片手はさみ」を加える。
別表第八四・一六項中、「機械式火格子、灰排出機」を「機械式火格子、機械式灰排出機」に改め、
「類する機械」の下に「を含む。」を加える。

別表第八四一・五〇号中「展示用のカウンター、キャビネット」を「その他のチェスト、キャビネット、展示用のカウンター」に、「物品」を「備付品」に改める。

別表第八四・七〇項中、「金銭登録機」を削り、「機械」の下に「並びに金銭登録機」を加える。
別表第八五・二二項中「機器」の下に「ビデオチューナーを自蔵するかしないかを問わない。」を加える。

別表第八五・二八項中「同一のハウジングにおいて」を削り、「と結合してあるかないか」を「を自蔵するかしないか」に改める。

別表第八七類の注中3を削り、4を3とし、5を4とする。
別表第八七・〇二項中「公共輸送型乗用自動車」を「一〇人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車」に改める。

別表第九〇類の注1中(1)を(四)とし、(k)を(1)とし、(j)を(k)とし、(h)を(j)とし、(g)を(h)とし、(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(b)を(c)とし、(a)の次に次のように加える。

(b) 紡織用繊維製の支持用ベルトまたは保持用の効果を意図した他のものに限る。例えば、(第一婦人部参照)

腹部支持用包帯及び関節用又は筋肉用のサポート。(その弾性のみにより身体の一部を支持する)。

別表第九〇・二五項中「温度計」を「温度計及びパイロメーター」に改める。
別表第九〇・二九項中「回転速度計」の下に「第九〇・一四項又は」を加える。

別表第九二類の注1(イ)を削

別表第九類の注1(e)中「冷蔵庫」を「冷蔵用又は冷凍用の機器」に改める。

別表第五・〇六項中「体操」を「身体トレーニング、体操」に、「体操用具」を「身体トレーニング用具、体操用具」に改める。

別表第九六〇三・二一〇号中「歯ブラシ」の下に「（義歯用ブラシを含む。）」を加える。

別表第九七類の注り中「の一部を構成するものとして取り扱う。」を「に含まれる。」この注りの規定に關し、当該書画又はカラージュエその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものでない額縁については、これらの物品に含まれないものとし、当該額縁が属する項に属する。」に改める。

第二条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

第七條及び第七條の二を削る。

第七條の三第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同条第四項中

「関税納付済み原油等から本邦において製造された揮発油、関税法別表」を「関税納付済みの関税法別表第二七〇九・〇〇号に掲げる石油及び歴青油又は同表第二七一〇・〇〇号の一の欄に掲げる粗油(以下「関税納付済み原油等」という。)から本邦において製造された同号の一の(C)の(b)に掲げる揮発油 同表に、「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同条第五項を次のように改め、同条を第七条とする。

5 前項の規定による還付を受けようとする者は、同項の用途に使用した揮発油等について、月中

の使用数量その他政令で定める事項を記載した届出書を、その使用した月の翌月十五日までに、同項の製造工場を所轄する税関に提出して、当該事項につき確認を受けなければならない。

第七條の四第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同条を第七條の一とする。

第七條の五第三項中「第七條の三第三項ただし書」を「第七條第三項ただし書」に改め、同條を第七條の三とする。

第七條の六を第七條の四とする。

第八条の二第二項中「平成三年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

第八條の四第一項中「昭和五十七年」を「平成元年（昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間をいう。）」に改める。

第九條から第十條の二までの規定中「第七條の三第一項」を「第七條第一項」に、「第七條の五第一項」を「第七條の三第一項」に改める。

第十一條第一項中「第七條の三第一項」を「第七條第一項」に、「第七條の五第一項」を「第七條の三第一項」に、「第七條の二第二項、第七條の三第四項」を「第七條第四項」に、「第七條の四第一項」を「第七條の二第二項」に改める。

第十二条第一項中「第七条の第二項、第七条の三四項又は第七条の四第一項」を「第七条第四項又は第七条の第二一項」に改める。

附則に次の一項を加える。

7 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第 号)第二条の規定

による改正後の関税暫定措置法第八条の四第二項の規定の平成三年度における適用については、同項中「前年度における当該特定特惠鉱工業產品等の限度額等に当該限度額等に百分の六以下で政令で定める割合（以下この項において「一定の割合」という。）を乗じて得た額又は数量を加算した額又は数量」とあるのは、「当該特定特惠鉱工業產品等の輸入が本邦の産業に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める区分に応じ、前年度における当該特定特惠鉱工業產品等の限度額等に百分の百五十、百分の百三十又は百分の百十を乗じて得た額又は数量（以下この項において「特定の割合を乗じて得た額又は数量」という。）と、「当該限度額等に一定の割合を乗じて得た額又は特定の割合を加算した」とあるのは、「特定の割合を乗じて得た」と、「当該限度額等に一定の割合の二分の一の割合を乗じて得た額又は数量を加算した」とあるのは、「百分の百三を乗じて得た」とする。

別表第一中「第七条の六」を「第七条の四」に改める。

別表第一(A)第〇二・〇一項及び第〇二・〇二項中

三十一日までに輸入 一日から平成四年 に輸入されるもの 一日から平成五年 に輸入されるもの	二五％ 七〇％ 六〇％
に改める。	
の年 入	六〇％ 七〇％ 六〇％

別表第一(A)第〇二・〇六項中

二五％ 七〇％ 六〇％	を	に
(1) 平成四年三月三十一日まで 輸入されるもの	七〇％	
(2) 平成四年四月一日から平成 五年三月三十一日まで輸入さ れるもの	六〇％	

別表第一(A)第〇三・〇五項中「及びフィッシュミール」を「並びに魚の粉、ミール及びペレット」に改める。

(1) 平成四年三月三十一日まで に輸入されるもの	七〇％
(2) 平成四年四月一日から平 成五年三月三十一日まで輸入 されるもの	六〇％
(3) 平成四年四月一日から平 成五年三月三十一日まで輸入 されるもの	六〇％

別表第一(A)第〇三・〇六項中「及び蒸気」を、「蒸気」に改め、「であるかないかを問わない。」の下に「並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)」を加え、「〇三〇六・一九」その他のもののうち「〇三〇六・一九」を「〇三〇六・一九」に改める。

他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。))のうち「〇三〇六・二九」その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。))を含む。

別表第一(A)第〇三・〇七項中「及び水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物」に改め、「除く。」の下に「並びに水棲無脊椎動物(甲殻類を除く。))の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)」を加え、「その他のもの」に改める。

別表第一(A)第〇四・〇三項中「果実」の下に「ナット」を加える。

別表第一(A)第〇四・〇四・一〇号中「ホエイ」を「ホエイ及び調整ホエイ」に改める。

別表第一(A)第〇四・〇六・一〇号中「発酵」を「熟成」に改める。

別表第一(A)第〇四・〇六・二〇号及び第〇四・〇六・三〇号を次のように改める。

〇四・〇六・二〇 おろしチーズ及び粉チーズ(チーズの種類を問わない) 四〇％

〇四・〇六・三〇 プロセスチーズ(おろしチーズ及び粉チーズを除く) 四〇％

別表第一(A)第〇九・〇二項中「〇九・〇二」茶(香味を付けてあるかないかを問わない)に改める。

別表第一(A)第〇九・〇九項中「カラウエイ又はジュニパーの種」を「又はカラウエイの種及びジュニパーベリー」に「ういききょう又はジュニパーの種」を「ういききょうの種及びジュニパーベリー」に改める。

その他のもの 平成三年三月三十一日までに輸入されるもの 六〇％(その率が一キ)

別表第一(A)第一〇〇五・九〇号中	平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までに輸入されるもの	ログラムの つき一三〇円 の従量税率 より低いと きは、当該 従量税率)	を
その他のもの	五〇% (そ の率が一キ ログラムに つき一二円 の従量税率 より低いと きは、当該 従量税率) に改める。	五〇% (そ の率が一キ ログラムに つき一二円 の従量税率 より低いと きは、当該 従量税率)	
別表第一(A)第一五・一九項中「を」	工業用の脂肪性モノカルボン酸 アシッドオイルで油脂の精製の際に 生ずるもの及び工業用の脂肪性モノ カルボン酸 生ずるもの 工業用の脂肪性アルコール 二・五% 二・五% を 一五・一九・二〇 一五・一九・三〇 工業用の脂肪性アルコール 二・五% 二・五% を 一五・一九・三〇 工業用の脂肪性アルコール 二・五% 二・五% を 一五・一九・三〇	に	
別表第一(A)第一七〇二・三〇号及び第一七〇二・四〇号を次のように改める。	ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖を含有しないもの及び 果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%未満 のものに限る) 二 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの	六〇% (そ の率が一キ ログラムに つき二七円 の従量税率 より低いと きは、当該 従量税率)	
(一) その他のもの B その他のもの		六〇% (そ の率が一キ ログラムに つき二七円 の従量税率 より低いと きは、当該 従量税率)	
一七〇二・四〇	ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖の含有量が乾燥状態に おいて全重量の二〇%以上五〇%未満のものに限る) 二 その他のもの	ログラムの つき一三〇円 の従量税率 より低いと きは、当該 従量税率)	
一七〇二・六〇	別表第一(A)第一七〇二・六〇号及び第一七〇二・九〇号を次のように改める。 その他の果糖及び果糖水(果糖の含有量が乾燥状態に おいて全重量の五〇%を超えるものに限る) 二 その他のもの	六〇% (そ の率が一キ ログラムに つき二七円 の従量税率 より低いと きは、当該 従量税率)	
一七〇二・九〇	その他のもの(転化糖を含む) 三 人造はちみつ及びカラメル	六〇% (そ の率が一キ ログラムに つき二七円 の従量税率 より低いと きは、当該 従量税率)	
四 ハイ・テスト・モラセス	(1) グルタミン酸及びその塩、酵母、リシン、五 リボヌクレオチド及びその他の他政令で定め る物品の製造に使用するもの (2) その他のものうち アルコールの製造用のもののうち、当該ア ルコールの製造用のハイ・テスト・モラセ ス並びに第一七〇三・一〇号及び第一七〇 三・九〇号のアルコールの製造用の糖みつ について、当該年度におけるかんしよその	五%	

他アルコール製造用原料品の需給その他の条件を勘案して政令で定める数量(第一七・〇三項において「共通の限度数量」という。)以内のもの		五	その他のもの	無税
(二) その他のもの				
A 砂糖を加えたもの				
B その他のもの				
(b) その他のもの				
別表第一(A)第一八〇六・二〇号中「又は板状を、板状又は棒状に、」板状及びを「板状、棒状及び」に改める。				
別表第一(A)第二二〇六・〇〇号中「ミード」の下に「並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物(他の項に該当するものを除く。)」を加え、「除く。」を「除く。」とに、「を加えたもの」との混合物に改める。				
別表第一(A)第二二〇・〇〇号中「ガス事業法」の下に「(昭和二十九年法律第五十一号)を加える。				
別表第一(A)第二九四・一〇号中「(2) その他のもの				
(2) オキサミド				
(3) その他のもの				
別表第一(A)第三五・〇二項中「アルブミン及びを、アルブミン(二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇%を超えるものに限る。及び」に改める。				
別表第一(A)第三八〇六・一〇号中「ロジン」の下に「及び樹脂酸」を加える。				
別表第一(A)第三八〇九・九一号中「繊維工業」の下に「その他これに類する工業」を加える。				
別表第一(A)第三八・一一項中				
三八一一・二二				
三八一・二九				
潤滑油用の添加剤				
石油又は歴青油を含有するもの				
その他のもの				
別表第一(A)第四一・〇四項中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に、「八八・六〇〇平方メートル」を「一〇二・〇〇〇平方メートル」に、「五〇三・〇〇〇平方メートル」を「五八九・〇〇〇平方メートル」に改める。				
別表第一(A)第四一・〇五・二〇号中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に、「四七〇・〇〇〇平方メートル」を「五三三・〇〇〇平方メートル」に改める。				
別表第一(A)第四一・〇六・二〇号中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。				
別表第一(A)第四二・〇二項中「これらの材料」の下に「若しくは紙」を加える。				
別表第一(A)第五九一・一〇号中「の以上の層と結合した」を「を塗布し、被覆し又は積層した」に、「供するもの」を「供する種類のもの」に改める。				
別表第一(A)第六一・〇四項中、「ジャケット」の下に、「プレザー」を加え、「				
ジャケット				
プレザー				
別表第一(A)第六四・〇三項中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に、「四・二二〇・〇〇〇足」を「四・八三〇・〇〇〇足」に改める。				
別表第一(A)第六四・〇四項及び第六四・〇五項中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。				
別表第一(A)第六四・〇六項中「履物の部分品」の下に「(甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。)」を加える。				
別表第一(A)第七三〇八・四〇号中「坑道用の支柱その他これに類する」を「支柱用(坑道用のものを含む。の)に改める。				
別表第一(A)第八二〇一・五〇号中「片手鋸(さき)の下に」その他これに類する片手鋸(さき)を加える。				
別表第一(A)第八四・一六項中「機械式火格子、灰排出機」を「(機械式火格子、機械式灰排出機」に改め、「類する機械」の下に「を含む。)」を加える。				
別表第一(A)第八四一八・五〇号中「展示用のカウンター、キャビネット」を「その他のチェスト、キャビネット、展示用のカウンター」に、「物品」を「備付品」に改める。				
別表第一(A)第八四・七〇項中、「金銭登録機」を削り、「機械」の下に「並びに金銭登録機」を加える。				
別表第一(A)第八五・二二項中「機器」の下に「ビデオチェーナーを自蔵するかしないかを問わない。)」を加える。				

別表第三第三三〇六・〇〇号中「ミード」の下に「並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料と混合物及び発酵酒の混合物(他の項に該当するものを除く。)」を加え、「除く。」に「を「除く。」と

に、「を加えたもの」を「との混合物」に改める。

別表第三第五・〇二項中「アルブミン及び」を「アルブミン(二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。)及び」に改める。

別表第三第四二・〇二項中「材料」の下に「若しくは紙」を加える。

別表第三第六一・〇四項及び第六二・〇四項中「ジャケット」の下に「プレザ」を加え、

「ジャケット」を「プレザ」に改める。

別表第四第六四・〇六項中「履物の部分品」の下に「甲を含むものとし、本底以外の底に取り付け

であるかないかを問わない。」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、平成四年一月一日から施行する。

一 第一条の規定

二 第二条中関税暫定措置法別表第一(A)第三・〇五項から第三・〇七項まで、第四・〇三項、第四・〇四・一〇号、第四・〇六・一〇号、第九・〇二項、第九・〇九項、第一五・一八項、第一八・〇六・二〇号、第二二・〇六・〇〇号、第三五・〇二項、第三八・〇六・一〇号、第三八・〇九・九二号、第四二・〇二項、第五九・一〇号、第六一・〇四項、第六四・〇六項、第七三・〇八・四〇号、第八二・〇一・五〇号、第八四・一六項、第八四・一八・五〇号、第八四・七〇項、第八五・二二項、第八五・二八項、第八七・〇二項、第九〇・二五項、第九〇・二九項及び第九五・〇六項の改正規定、同表(B)第一五・一九項、第二二・〇六・〇〇号、第二八・一八項、第二八・五〇・〇〇号、第三八・〇九・九二号及び第三八・〇九・九九号の改正規定、同表(B)第三八・〇九・九三号とする改正規定、同表(B)第四二・〇二項、第四八・二〇・三〇号、第五九・一〇号、第六二・〇四項、第六三・〇六項、第九五・〇六項及び第九六・〇三・二二号の改正規定、同法別表第二第三・〇五項から第三・〇七項まで、第九・〇二項、第九・〇九項、第一五・一九項、第一八・〇六・二〇号及び第二二・〇六・〇〇号の改正規定、同法別表第三第三五・〇二項、第四二・〇二項、第六一・〇四項及び第六二・〇四項の改正規定並びに同法別表第四第六四・〇六項の改正規定

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなった場合における関税の還付については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成三年三月十五日 衆議院会議録第二十号 関税法及及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

理 由

最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、平成三年三月三十一日に適用期限の到来する特恵関税制度について、更にその適用期限を十年延長し、特定の鉱工業製品等に係る適用限度額等の算定の基礎となる基準年次の変更を行い、適用限度額の拡大を図るとともに、オキサミド等の関税率の撤廃並びに平成三年三月三十一日に適用期限の到来する関税の免税還付制度及び暫定関税率の適用期限の延長等の措置を講ずるほか、関税率表の品目分類に関する所要の調整を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関税法及及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、次のとおり、特恵関税制度、関税率等について所要の改正を行おうとするものである。

1 平成三年三月三十一日に適用期限の到来する特恵関税制度について、更にその適用期限を十年延長するとともに、特定の鉱工業製品等に係る適用限度額等の算定の基礎となる基準年次の変更及び適用限度額等の拡大を行う。

2 オキサミド等の関税率を撤廃するほか、平成三年三月三十一日に適用期限の到来する暫定関税率及び関税の免税還付制度について、これらの適用期限を延長する等所要の改正を行う。

3 「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に定める品目表が改正されることに伴い、関税率表の品目分類について所要の調整を行う。

4 この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成三年四月一日から施行する。

二 議案の可決理由

最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、特恵関税制度の適用期限の延長及び適用限度額等の拡大、オキサミド等の関税率の撤廃等を行うとする本案は、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴う平成三年年度の関税収入減収額は、約五十億円と見込まれている。

平成三年三月十五日

大蔵委員長 平沼 赳夫

衆議院議長 櫻内 義雄殿

(別紙)

関税法及及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 世界経済における我が国の立場を踏まえ、調和ある対外経済関係の形成に努めるとの観点から、多国間交渉への積極的な取り組みとともに、多角的自由貿易体制の維持・強化、世界経済の安定的成長に引き続き貢献し得るようウルグアイ・ラウンドの成功に努めること。

一 関税率の改正に当たっては、農産物の輸入問題、製鉄輸入の拡大等をめぐる情勢に対処するとともに、国民経済の観点に立って、国内産業、特に農林水産業及び中小企業等への影響を十分配慮しつつ、国民生活の安定に寄与するよう努めること。

一 近年の国際化の進展等による貿易量、出入国者数の伸長に伴い、より適正で迅速な処理と麻薬、覚せい剤、銃砲、不正商品、ワシントン条約物品等の水際での阻止が国際的、社会的要請として一層強まっていることにかんがみ、業務

処理体制等の一層の見直しを行うことにより税関業務の効率的、重点的運用に努めるとともに、今後とも税関職員の特長な職務を考慮して、中長期的展望に基づく税関職員の定員の確保はもとより、その処遇改善、職場環境の充実等に特段の努力を行うこと。

航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成三年二月二十一日

内閣総理大臣 海部 俊樹

航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律

航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律

目次中「第三章 航空貨物通関情報処理センター」を「第三章 通関情報処理センター」に改める。

第一条中「航空運送貨物に係る」を削り、「航空貨物業務」を「国際貨物業務」に改める。

第二条第一号中「航空貨物通関情報処理センター」を「通関情報処理センター」に、「航空貨物業務」を「国際貨物業務」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 国際貨物業務 国際運送貨物に係る税関手

続その他の業務で政令で定めるものをいう。
第三条第一項中「航空運送貨物に係る」を削る。
第三章の章名を次のように改める。

第三章 通関情報処理センター

第六条中「航空貨物通関情報処理センター」を「通関情報処理センター」に、「航空貨物業務」を「国際貨物業務」に改める。

第七条及び第十二条中「航空貨物通関情報処理センター」を「通関情報処理センター」に改める。

第十五条第一項中「航空運送事業」を「国際運送事業」に改める。

第十七条第四号中「航空貨物業務」を「国際貨物業務」に改める。

第二十五条第一項中「三年」を「二年」に改める。

第三十四条第一項中「航空貨物業務」を「国際貨物業務」に改める。

第四十八条及び第四十九条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第五十条中「五万円」を「二十万円」に改める。

第五十一条中「三万円」を「十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三年七月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(定款の変更)

第二条 航空貨物通関情報処理センターは、この法律の施行の日までに、必要な定款の変更をし、大蔵大臣の認可を受けるものとする。

2 前項の認可があったときは、同項に規定する定款の変更は、この法律の施行の日にその効力を生ずる。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に通関情報処理センターという文字を用いている者については、改正後の電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第十二条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 この法律の施行の際現に通関情報処理センターの役員である者の任期については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「航空貨物通関情報処理センター」を「通関情報処理センター」に改める。

(所得税法の一部改正)

第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表航空貨物通関情報処理センターの項を削り、中小企業団体中央会の項の次に次のように加える。

通関情報処理センター
電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)

(法人税法の一部改正)

第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表航空貨物通関情報処理センターの項を削り、中小企業団体中央会の項の次に次のように加える。

通関情報処理センター
電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)

ンターの項を削り、中小企業団体中央会の項の次に次のように加える。

通関情報処理センター
電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)

(消費税法の一部改正)

第九条 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

附則第六十六条を次のように改める。

第六十六条 削除

別表第三第一号の表航空貨物通関情報処理センターの項を削り、中小企業団体中央会の項の次に次のように加える。

通関情報処理センター
電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)

(大蔵省設置法の一部改正)

第十条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十九号中「航空貨物通関情報処理センター」を「通関情報処理センター」に改める。

理 由

最近における社会経済情勢の変化に対応し、海上運送貨物に係る税関手続の迅速かつ的確な処理を図るため、航空運送貨物に加え、海上運送貨物についても電子情報処理組織を使用して処理することができるようになる等所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における社会経済情勢の変化に対応し、現在、電算処理を行っている航空運送貨物に加え、海上運送貨物についても同様の処理が行えるよう、所要の改正を行おうとするものである。

1 法律の題名を「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律」に改める。

2 電子情報処理組織により処理される税関手続に、海上運送貨物に係る税関手続を含めるため所要の改正を行う。

3 航空貨物通関情報処理センターの名称を「通関情報処理センター」に改めるとともに、同センターの業務に海上運送貨物に係る電算処理業務を含めるため所要の改正を行う。

4 この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成三年七月一日から施行する。

二 議案の可決理由

最近における社会経済情勢の変化に対応し、海上運送貨物に係る税関手続の迅速かつ的確な処理を図るため、航空運送貨物に加え、海上運送貨物についても電子情報処理組織を使用して処理することができるようになる等所要の改正を行おうとする本案は、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平成三年度において約十一億円と見込まれている。

平成三年三月十五日

大蔵委員長 平沼 赳夫

衆議院議長 櫻内 義雄殿

著作権法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成三年三月十二日

内閣総理大臣 海部 俊樹

著作権法の一部を改正する法律

著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第四号中「許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約」の下に「(第百二十一条の二第二号において「レコード保護条約」という。)を加える。

第九十五条の二第二項中「(第七条第五号に掲げるものを除く。)」を削り、同条第二項中「国内において」を削り、同条第三項中「第七条第一号から第四号までに掲げる実演」を削る。

第九十七条の二第一項中「(第八条第三号又は第四号に掲げるものを除く。)」を削り、同条第三項中「第八条第一号又は第二号に掲げるレコード」を削る。

第一百一条中「三十年」を「五十年」に改める。

第二百一条を次のように改める。

第二百一条 著作でない者の実名又は周知の変名を著作人名として表示した著作物の複製物(原著作物の著作でない者の実名又は周知の変名を原著作物の著作人名として表示した二次的著作物の複製物を含む。)を頒布した者は、一

年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百一条の二 次の各号に掲げる商業用レコード(当該商業用レコードの複製物(二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。))を含む。を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、又はその複製物を頒布の目的をもって所持した者(当該各号の原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した後に当該複製、頒布又は所持を行った者を除く。は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 国内において商業用レコードの製作を業とする者が、レコード製作者からそのレコード(第八条各号のいずれかに該当するものを除く。)(の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード

二 この法律の施行地外において商業用レコードの製作を業とする者が、実演家等保護条約の締結国の国民又はレコード保護条約の締結国の国民(当該締結国の法令に基づいて設立された法人及び当該締結国に主たる事務所を有する法人を含む。)であるレコード製作者からそのレコード(第八条各号のいずれかに該当するものを除く。)(の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード

作した商業用レコード

第二百二十三条第一項中「第百二十一条第二号」を「第百二十一条の二」に改める。

附則第十五条第二項中「三十年」を「五十年」に、「三十年間」を「五十年間」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成四年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第九十五条の二の規定は、著作権法の一部を改正する法律(平成元年法律第四十三号。次項第二号において「平成元年改正法」という。)(の施行前に行われた第七条第五号に掲げる実演については、適用しない。

3 改正後の第九十七条の二の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。

一 許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約(次号及び附則第五項第三号において「レコード保護条約」という。)(により我が国が保護の義務を負うレコード(第八条第一号又は第二号に掲げるものを除く。))であって著作権法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第四十九号)の施行前にその音が最初に固定されたもの

二 第八条第三号に掲げるレコード(レコード保護条約により我が国が保護の義務を負うものを除く。))であって平成元年改正法の施行前にその音が最初に固定されたもの

4 最初に販売された日がこの法律の施行前である商業用レコード(第七条第一号から第四号までに掲げる実演が録音されているもの及び第八条第一号又は第二号に掲げるレコードが複製されているものに限る。)(を実演家又はレコード製作者が貸与により公衆に提供する権利に関する第九十五条の二第二項に規定する期間経過商業

用レコードに係る期間の起算日については、なお従前の例による。

5 改正後の第二百二十一条の二の規定は、この法律の施行後に行われる次に掲げる行為については、適用しない。

一 国内において商業用レコードの製作を業とする者がレコード製作者からそのレコード(第八条各号のいずれかに該当するものを除く。)の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード(次号において「特定外国原盤商業用レコード」という。)で、当該原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して二十年を経過する日(次号において「二十年の禁止期間経過日」という。)が著作権法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第八十七号。次号及び第三号において「昭和六十三年改正法」という。)の施行前であるもの(当該商業用レコードの複製物(二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。)を含む。)を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、又はその複製物を頒布の目的をもって所持する行為

二 二十年の禁止期間経過日以前に特定外国原盤商業用レコードを複製した商業用レコードで、二十年の禁止期間経過日が昭和六十三年改正法の施行前であるものを頒布し、又は頒布の目的をもって所持する行為

三 著作権法の施行地外において商業用レコードの製作を業とする者が実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約又はレコード保護条約の締約国の国民(これらの条約の締約国の法令に基づいて設立された

法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。)であるレコード製作者からそのレコード(第八条各号のいずれかに該当するものを除く。)の原盤の提供を受けて製作した商業用レコードで、当該原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して二十年を経過する日(昭和六十三年改正法の施行前であるもの(当該商業用レコードの複製物(二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。)を含む。)を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、又はその複製物を頒布の目的をもって所持する行為

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約により保護される実演及びレコード並びに許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約により保護されるレコードに係る商業用レコードについて実演家及びレコード製作者に対し貸与に関する権利を付与し、著作権隣接権の存続期間を三十年から五十年に延長し、並びに外国で製造された外国原盤の商業用レコードの無断複製、頒布及び頒布の目的とする所持を処罰の対象とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、レコードの貸与に関する権利を外国

の実演家等にも付与し、著作権隣接権の存続期間を延長し、及びレコード保護条約加入前の外国のレコードの保護を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 実演家等保護条約及びレコード保護条約により保護される外国のレコードに係る商業用レコードについて、実演家及びレコード製作者に対し貸与に関する権利を付与すること。
2 著作権隣接権の存続期間を三十年から五十年に延長すること。

これに伴い、旧著作権法による保護を受けていた演奏歌唱及び録音物の保護期間の残存期間の上限について、三十年から五十年に延長すること。

3 外国で製造された外国原盤の商業用レコードについて、国内で製造された外国原盤の商業用レコードと同様に、商業用レコードとしての複製及びその複製物の頒布を処罰することとし、また、処罰される行為にこれらの複製物の頒布目的の所持も含めることとする。ともに、これらの行為を処罰することとする期間を原盤作成後三十年から五十年に延長すること。

4 この法律は、平成四年一月一日から施行することとし、所要の経過措置を講ずること。

二 議案の可決理由

外国のレコード等の保護を図るため、所要の措置を講ずることは妥当なものと認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成三年三月十五日

文教委員長 白井日出男

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、文化の発展に寄与する著作権保護の重要性にかんがみ、著作権思想の一層の普及に努めるとともに、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 レコードの貸与に係る円滑な利用秩序の維持形成のため、レコードの貸与に関する内外の関係者の話し合いの促進など必要な諸条件の整備に努めること。

二 私的録音・録画問題については、国際的動向にかんがみ、録音・録画の機器・機材に係る報酬請求権制度の導入など抜本的解決のための制度的対応について検討を進めること。

三 ビデオディスクの発達等により録音・録画された実演の利用が多様化している等の実態を勘案して、実演家の権利の適切な保護等について検討すること。

四 複写複製問題については、文献複写に関する著作権の集約的処理体制の確立に努めるとともに、出版者を保護するため出版物の版面の利用に関する出版者の権利の創設について検討を進めること。

五 コンピュータ創作物に係る著作権問題については、今後における技術の発達普及に十分対応できるよう配慮しつつ、検討を進めること。

六 視聽覺障害等の障害者が、公表された著作物を適切公正に利用することができる方法を検討すること。

山村振興法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成三年三月十三日

提出者

鹿野 道彦	上草 義輝
柳沢 伯夫	東 力
金子徳之介	二田 孝治
穂積 良行	宮里 松正
田中 恒利	日野 市朗
石橋 大吉	藤原 房雄
小平 忠正	阿部 昭吾
賛成者	
石破 茂	茂外三十五名

山村振興法の一部を改正する法律

山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「山村の振興は」の下に「山村の担っている国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の重要な役割を發揮させるため森林等の保全を図るとともに」を加える。

第十六条を第二十条とし、第十二条から第十五条までを四条ずつ繰り下げ、第十一条の次に次の四条を加える。

(保全事業等の計画の認定等)

第十二条 振興山村の区域内において次に掲げる事業(以下保全事業等という。)を実施する地

方公共団体の出資又は拠出に係る法人であつて総理府令で定める要件に該当するものは、当該保全事業等に関する計画(以下「保全事業等の計画」という。)を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該保全事業等の計画が適当である旨の認定を受けることができる。

一次のイ、ロ又はハの事業

イ 造林、間伐、保育、作業路の保全、森林の巡視その他の森林の保全に関する事業

ロ 農用地の保全に関する事業

ハ 山腹の保全に関する事業

二 前号の事業に併せて行う次のイ又はロの事業

イ 振興山村の区域内において生産された農林産物を原料又は材料とする製造又は加工の事業

ロ 振興山村の区域内において生産された農林産物又はイに掲げる事業により製造された若しくは加工された製品の販売の事業

二 保全事業等の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 保全事業等の内容及びその実施方法

二 保全事業等の用に供する施設の種類、位置、規模及び機能並びに機械の種類及び機能に関する基本的な事項

三 保全事業等に関する資金計画

四 保全事業等を実施する者に関する事項

五 その他総理府令で定める事項

三 保全事業等の計画には、総理府令で定める図書を添付しなければならない。

四 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その保全事業等の計画が次の

各号に適合すると認めるときは、当該申請に係る認定をするものとする。

一 保全事業等が山村振興計画にのつとつて実施されるものであること。

二 保全事業等を実施することが当該振興山村の振興のために必要であること。

三 保全事業等の達成の見込みが確実であること。

五 第一項の認定を受けた法人(以下「認定法人」という。)は、当該認定に係る保全事業等の計画の変更をしようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

六 第四項の規定は、前項の認定について準用する。

七 都道府県知事は、認定法人が第一項の認定に係る保全事業等の計画(第五項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従つて保全事業等を実施していないと認めるとき又は認定法人が第一項の総理府令で定める要件に該当しないこととなつたときは、その認定を取り消すことができる。

八 認定法人は、総理府令で定めるところにより、保全事業等の実施状況について都道府県知事に報告しなければならない。

(課税の特例)

第十三条 認定法人が保全事業等の用に供するた

めに認定計画に従つて新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第六条第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、振興山村の区域内において保全事業等のうち自治省令で定める事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定法人について、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(国等の援助)

第十五条 国及び地方公共団体は、認定法人に対し、保全事業等の実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第 号）の施行の日から施行する。

(地方税法の一部改正)

第二条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項第一号の七の次に次の一号を加える。

一の八 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七條第一項に規定する振興山村の区域内において、同法第十二條第五項に規定する認定法人で政令で定めるものが、同条第七項に規定する認定計画に従つて実施する同条第一項第一号に規定する事業の用に供する土地で政令で定めるもの又は当該認定計画に従つて実施する同項第二号イに規定する事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するもの（新設され、又は増設されたものに限り、）に係る工場の建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第三条 農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の第六号中「第十三条を第十七条」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第四条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十三條の四の見出し中「特定中核的民間

施設」を「特定中核的民間施設等」に改め、同条第二項中「前項を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 青色申告書を提出する法人で山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十二條第五項に規定する認定法人（政令で定めるものに限る。）に該当するものが、平成三年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に行われた同条第一項の認定（同条第五項の認定を含む。）に係る同条第一項に規定する保全事業等の計画に従つて、当該認定の日から三年以内の期間内に、同項に規定する保全事業等（以下この項において「保全事業等」という。）の用に供される建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるものの製作又は建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「保全事業用資産」という。）を取得し、又は保全事業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の営む保全事業等の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該保全事業用資産（前三条若しくは前項又はこれらの規定に係る第五十二條の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一條第一項の規定にかかわらず、当該保全事業用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該保全事業用資産の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

(産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第三條のうち地方税法第五百八十六條第二項第一号の七の次に一号を加える改正規定中「同項第一号の七」を「同項第一号の八」に改め、第一号の八を第一号の九とする。

製造、販売の施設も含め、建物、機械等の特別償却等の特例措置を設けるとともに、固定資産税、不動産取得税の不均一課税を行った市町村に対し、減収補てん措置を講ずること。

理 由

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村において、森林等の保全を図るため、森林等の保全に関する事業等を行う地方公共団体の出資又は拠出に係る法人が作成する当該事業等の計画を都道府県知事が認定できることとするともに、当該認定を受けた法人に対する支援措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

山村振興法の一部を改正する法律案（鹿野道彦君外十三名提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、依然として厳しい山村をめぐる状況にかんがみ、振興山村の区域内において、森林、農用地等の保全に関する事業等を行う地方公共団体の出資による法人（第三セクター）を創設し、若者の就業の場を確保する等山村振興対策の一層の充実を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 森林等の保全を図ることを山村振興の目標に規定すること。
- 2 第三セクターは、森林、農用地等の保全に関する事業等の計画を作成し、都道府県知事に提出し、認定を受けることができること。
- 3 計画の認定を受けた第三セクターに対し、農林産物の販売、それを原料とした加工品の

二 議案の可決理由

山村振興対策の充実を図ろうとする本案の趣旨は妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

平成三年三月十五日

農林水産委員長 大原 一三
衆議院議長 櫻内 義雄殿

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
平成三年三月十五日
提出者
農林水産委員長 大原 一三

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三項中「農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十六号）の施行の日から三十年」を「平成八年三月三十一日まで」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

酪農の健全な発達に資するため、農林漁業金融公庫が行う乳業者に対する牛乳の処理又は乳製品

の製造に必要な施設の造成等に必要資金の融通に関する臨時措置を更に五年を限り延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成三年三月一日

内閣総理大臣 海部 俊樹

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案
港湾整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「昭和六十一年度」を「平成三年度」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

23 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案(平成三年法律第 号)による改正前の港湾整備緊急措置法第三条に規定する港湾整備五箇年計画に係る港湾整備事業で国が施行したもの(平成二年度以前の年度のこの会計の予算で平成三年度以後の年度に繰り越したものに)より国が施行する港湾整備事業を含む。

は、第一条第一項に規定する港湾整備事業で国が施行するものに含まれるものとする。

理 由

効率的な物流体系及び快適な旅客交通体系の形成、港湾の利用の高度化への対応、地域の活性化

等の必要性が増大している実情にかんがみ、港湾整備事業の緊急かつ計画的な実施を更に促進するため、平成三年度を初年度とする新港湾整備五箇年計画を策定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、効率的な物流体系及び快適な旅客交通体系の形成、港湾の利用の高度化への対応、地域の活性化等の必要性が増大している実情にかんがみ、港湾整備事業の緊急かつ計画的な実施を更に促進するため、平成三年度を初年度とする新しい港湾整備五箇年計画を策定することとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、港湾の整備に対する要請が量的に増大するとともに、ますます多様化している現状にかんがみ、港湾の整備を引き続き強力かつ計画的に実施するための措置として、適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成三年三月十五日

運輸委員長 亀井 善之

衆議院議長 櫻内 義雄殿

放送法第三十七條第二項の規定に基づいて、本

記を求めるの件

右
国会に提出する。

平成三年二月二十二日

内閣総理大臣 海部 俊樹

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成3年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

【別冊】

日本放送協会平成3年度収支予算、事業計画及び資金計画

平 成 3 年 度 収 支 予 算

予算総則

第1条 日本放送協会(以下「協会」という。)の平成3年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、次の各号に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第2に掲げるとおりとする。

一 「カラー契約」とは、衛星系によるテレビジョン放送を除き、地上系によるカラーテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。

二 「普通契約」とは、衛星系によるテレビジョン放送を除き、地上系によるカラーテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。

三 「衛星カラー契約」とは、衛星系及び地上系によるカラーテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。

四 「衛星普通契約」とは、衛星系及び地上系によるカラーテレビジョン放送を含まない受信の契約をいう。

五 「特別契約」とは、地上系によるテレビジョン放送の離島地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、地上系によるテレビジョン放送を除き、衛星系によるテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。

六 「訪問集金」とは、協会の集金取扱者への支払など口座振替及び継続振込以外の方法による支払をいう。

七 「口座振替」とは、協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通算郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払をいう。

八 「継続振込」とは、あらかじめ協会の届け出を行い、協会が指定する金融機関、郵便局等において協会の指定する期日までに継続して払い込む支払をいう。

2 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特別措置として、別表第8に掲げるとおりとする。

3 前二項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を合わせて10件以上契約した者が、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、前二項に定める受信料の額から別表第4に掲げる額を減じることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を締結した者が15名以上となり、団体としてその代表者を通じて、一括して口座振替により支払う場合は、第1項及び第2項に定める訪問集金による受信料の額から別表第5に掲げる額を減じることとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び同等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第8条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、これを本年度の前期繰越金受入れに計上し、経営委員会の議決を経て、借入金を減額し、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 本予算における事業収支差金と事業収支差金受入れとの差額は、翌年度以降に収支の不均衡が生じた場合に充てられるため、その使用を繰り延べることができる。

2 前項の差額が、予算において予定する金額に比し増減するときは、経営委員会の議決を経て、前項の繰り延べることができる金額を増減することができる。

第10条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券に替えることができる。

第11条 国際放送並びに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送並びに選挙放送に係る経費の支出に充てることができる。

第12条 業務に関連する調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に係る経費の支出に充てることができる。

第13条 建設独立資産繰入れに予定した特別収入の額が、予算額に比し増減するときは、建設独立資産繰入れの額を増減する。

別表第1

平成3年度収支予算書

(一般勘定)
(事業収支)

(単位 千円)

款		項	金 額
事業	収入	受交信料	498,854,835
		付金収入	1,541,901
業	支出	国契受広調給退一減財特予	542,738,204
		内際約信放放収対報研送送納策費費費費費与費費費費出費	166,183,227
事	業	業	3,789,602
	支	出	46,972,628
業	支	出	1,456,372
	出		2,266,129
業	支	出	5,300,713
	出		132,800,626
業	支	出	43,944,548
	出		11,239,387
業	支	出	46,485,000
	出		16,398,916
業	支	出	1,565,000
	出		3,000,000
業	支	出	55,816,061
	出		

事業収支差金の内訳

(単位 千円)

資本		当 当	金 額
債	務	債	42,194,000
	還	充	18,086,000
建	設	積	24,188,000
	立	金	13,622,061

(資本収支)

(単位 千円)

款	項	金 額
資 本 収 入		111,809,000
	事業収支差金受入れ	42,194,000
	業価資産受入れ	46,495,000
	資債償還積立資産受入れ	1,599,000
	放債償還積立資産受入れ	6,370,000
	放債償還積立資産受入れ	6,000,000
	長期借入金	9,151,000
資 本 支 出		111,809,000
	建設計画費	62,800,000
	出資	445,000
	放債償還積立資産繰入れ	5,071,000
	建設積立資産繰入れ	24,138,000
	放債償還積立資産繰入れ	6,370,000
	長期借入金返還金	12,985,000
資 本 収 支 差 金		0

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、5,180 億 3,840 万 4 千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、4,853 億 5,714 万 3 千円であり、経常収支差金は、326 億 8,126 万 1 千円である。

(受託業務等勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金 額
事 業 収 入		340,000
	受託業務等収入	340,000
事 業 支 出		287,000
	受託業務等費	278,000
	財	9,000
事 業 収 支 差 金		53,000

事業収支差金5,300万円と受託業務等費の間接経費2億4,400万円を合わせた2億9,700万円を一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 受信料額

契 約 種 別	支 払 区 分	月 額	6 か月前払額	12 か月前払額
カ ラ ー 契 約	訪問 集金	1,970円	7,800円	15,200円
	口継 座談 集金	1,320円	7,510円	14,630円
普 通 契 約	訪問 集金	890円	5,100円	9,940円
	口継 座談 集金	840円	4,810円	9,370円
衛星 カラー 契 約	訪問 集金	2,300円	13,140円	25,610円
	口継 座談 集金	2,250円	12,850円	25,040円
衛星 普 通 契 約	訪問 集金	1,820円	10,440円	20,350円
	口継 座談 集金	1,770円	10,150円	19,780円
特 別 契 約	訪問 集金	1,040円	5,920円	11,540円
	口継 座談 集金	990円	5,630円	10,970円

別表第3 受信料額(沖縄県)

契 約 種 別	支 払 区 分	月 額	6 か月前払額	12 か月前払額
カ ラ ー 契 約	訪問 集金	1,220円	6,980円	13,800円
	口継 座談 集金	1,170円	6,690円	13,030円
普 通 契 約	訪問 集金	740円	4,230円	8,340円
	口継 座談 集金	690円	3,980円	7,770円
衛星 カラー 契 約	訪問 集金	2,160円	12,320円	24,010円
	口継 座談 集金	2,110円	12,030円	23,440円
衛星 普 通 契 約	訪問 集金	1,680円	9,620円	18,750円
	口継 座談 集金	1,630円	9,330円	18,180円

に、諸外国との経済文化交渉を一國促進するため、米朝の衣笠別荘で行い、サトウハチローの表

契 約 種 別	割 引	額
衛 星 カ ラ ー 通 契 約 特 特	すべての契約件数を対象に、 衛星カラー契約については、 50件未満の場合 1件あたり 50件以上100件未満の場合 100件以上の場合 1件あたり 衛星普通契約及び特別契約については、 1件あたり	月額 200円 月額 230円 月額 300円 月額 90円

別表第5 団体一括支払における割引額

契 約 種 別	割 引	額
衛 星 カ ラ 一 契 約 衛 星 普 通 契 約 特 別 契 約	すべての契約件数を対象に、 契約件数1件あたり	月額 250円

平成3年度事業計画

平成8年度における日本放送協会の事業運営は、こうした社会状況の変化にこたえ、国際化に対応した情報の入手・提供の強化を図るとともに、先見性をもった番組、視聴者の多様な要望にこたえる番組を提供することとする。また、衛星放送の普及とその他のニューメディアの開発研究を促進する。

ラジオにおいては、衛星放送設備の整備を進め、ラジオにおいては、中波放送局及びFM放送局の建設を行う。

②放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、公共放送の使命に徹し、国際的視野と社会的連帯感を基調に、番組の充実刷新を行い、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努める。

(3) 国際放送については、日本の実情を正しく諸外国に伝えて国際間の相互理解に貢献するとともに

(4) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

(5) 協会に対する視聴者の理解と言類を一層強固にするため、広報活動、視聴者の意向の把握と反映などの施策を積極的に推進する。

(6) 調査研究については、ニューメディアの開発研究と、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が国放送文化の発展に資する。

(7) 経営管理については、経営全般にわたる業務の見直しを徹底して、創造的で能率的な運営に努める。また、給与については、適正な水準の維持を図る。

(8) 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う法人等に対し、出資を行う。

(9) 放送設備の整備に基つき実施する放送番組制作の受託業務等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において積極的に実施する。

建設計画については、衛星放送設備の整備に44億9,000万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に39億1,900万円、演奏所の整備に165億1,200万円、放送番組設備の整備に219億8,100万円、放送研究設備の整備等に38億9,800万円、総額628億円をもって施行する。

(1) 新放送施設整備計画

衛星放送設備の整備を進める。

これに要する経費は

(2) テレビジョン放送網整備計画
外国電波混信等による難視聴地域に対し、補完的に、テレビジョン局を建設する。

また、原稿取送のためのテレビジョン局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機番の更新整備等を行う。

これらに要する経費は、63億2,300万円である。

(3) ラジオ放送網整備計画
受信の改善を図るため、中波放送局及びFM放送局を建設する。

また、国際放送の受信改善を図ることとし、必要な設備を整備するための負担を行うほか、老朽の著しいラジオ放送機器の更新整備等を行う。

(4) 演奏所整備計画

放送会館については、名古屋放送会館の建設を継続するとともに、広島放送会館、千代田分館の整備を取り進める。大阪放送会館については、調査を継続する。

これらに要する経費は、165億1,200万円である。

(5) 放送番組設備整備計画

非常災害時における報道機能の確保などを図るため、ニース・番組の送出設備の機能改善整

備を行うとともに、地域放送充実のための放送機器の整備を行うほか、老朽の著しい番組制作・送出用機器の更新整備等を行う。

これらに要する経費は、219億8,100万円である。

(6) 研究設備、一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための調査研究設備の整備を行うほか、宿舍の整備等を行う。これらに要する経費は、72億4,800万円である。

(7) 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、26億5,000万円である。

8 事業運営計画

(1) 国内放送

ア 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送において、総合放送は、広く一般を対象とした総合的な放送として、放送時間は1日18時間を基本とし、年間を通して特別編成を随時、機動的かつ集中的に実施するなど、弾力的な放送時間とする。情報化、国際化などの社会状況に対応するため、国民的課題、21世紀に向けた地球規模の課題に積極的に取り組み、多様な質の高い番組を提供する。また、音声多重放送において、視力障害者向けの解説放送を実施するほか、文字多重放送については、番組内容の充実を行う。

教育放送は、1日18時間放送し、学校放送番組を含む幅広い文化・教育・実用番組を編成し、知的欲求や心の豊かさを希求する時代の要請にこたえ、障害者向け番組を編成する。衛星放送については、第1テレビジョンは、国際情報を中心とする専門情報を1日24時間放送し、特に欧米やアジア諸国のニュースを中心に効果的に編成する。第2テレビジョンは、難視聴解消サービスを行うとともに、娯楽及び文化番組を中心とした編成を行い、1日22時間20分（週間平均）放送するほか、ハイビジョンの実験放送を行う。

ラジオ放送については、第1放送は、1日19時間を基本とした弾力的な放送時間とし、生活意識の多様化に即応したニュース・生活情報を提供するとともに、緊急報道に万全を期する。第2放送は、1日18時間30分放送し、体系的な語学番組や学校放送番組、多様な教養番組を編成して、生涯学習番組の充実を行う。また、FM放送は、1日19時間放送し、高品質の特性を生かして、クラシック音楽を基本に、多様な音楽番組を提供する。

地域からの全国発信機能の強化を図るとともに、地域放送については、各地域の特性に応じた自主編成を積極的に推進することとし、総合放送は1日2時間、第1放送は1日2時間30分、FM放送は1日1時間50分を基本とした弾力的な放送時間により地域情報番組を提供する。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用の促進を図る。

また、日本から世界に向けた映像情報の発信が乏しい現状を是正するため、日本やアジア各国の情報を世界に提供する。

これらに要する経費は、番組制作に1,172億7,038万6千円、番組の編成企画その他に101億4,040万5千円で、総額1,274億1,688万1千円である。

イ 放送施設の運用維持については、設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。これに要する経費は、387億7,634万6千円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度1,552億8,988万円に対し、109億3,347万7千円の増額となり、総額1,661億9,322万7千円である。

(2) 国際放送

国際放送については、放送時間を拡充して、1日48時間とし、内外の諸情勢に即応したニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成し、海外の日本人に多様な情報を的確に伝え、放送を通じての国際間の理解と親善に貢献する。また、海外中継を拡充して、受信の改善に努める。

このため、前年度34億2,074万3千円に対し、3億6,885万9千円の増額となり、総額37億8,960万2千円である。

(3) 契約収納

受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るとともに、効率的な営業活動を行い、受信契約の増加と受信料の確実な収納を図る。

このため、前年度496億1,877万1千円に対し、38億7,075万7千円の増額となり、総額469億7,262万8千円である。

(4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するほか、衛星放送受信の積極的な普及活動を行い、あわせて受信者の把握に努める。

このため、前年度14億1,716万7千円に対し、3,920万5千円の増額となり、総額14億5,637万2千円である。

(5) 広報

協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固なものとするため、効果的な経営広報を展開するとともに、視聴者との交流、対話活動を強化する。

このため、前年度21億5,491万8千円に対し、1億1,121万1千円の増額となり、総額22億6,612万9千円である。

(6) 調査研究

調査研究については、視聴者の多様な要請にこたえ、放送の発展を図るため、番組面において、機動的調査手法を開発するほか、国際化に関する調査、番組視聴状況調査及び意向調査等を行う。技術面においては、新しい放送分野の開発研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

前年度55億2,752万9千円に対し、2億2,681万6千円の減額となり、総額58億71万3千円である。

(7) 給与

給与については、適正な水準の維持を図る。

これに要する経費は、総額1,398億62万6千円である。

(8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、退職手当の増加等により、前年度425億9,767万3千円に対し、63億4,887万円の増額となり、総額489億4,454万3千円である。

(9) 一般管理

一般管理については、効率的な業務運営を一層徹底して、経費の節減を図るが、事務システムの開発等により、前年度106億5,050万6千円に対し、5億8,918万1千円の増額となり、総額112億3,988万7千円である。

(10) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、貸貸及び放送番組の受託制作等を行う。これらに係る収入は3億4,000万円、支出は2億8,700万円である。

4 受信契約件数

(1) カラー契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成3年度	平成2年度	増	減
年度初頭契約件数	数	29,178,000	29,844,000	△	666,000
年度内新規契約件数	数	1,971,000	1,880,000		91,000
年度内解約件数	数	2,911,000	2,546,000		365,000
年度内増加契約件数	数	△	666,000	△	274,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成3年度	平成2年度	増	減
年度初頭免除件数	数	707,000	691,000		16,000
年度内新規免除件数	数	89,000	44,000	△	5,000
年度内解約件数	数	29,000	28,000		1,000
年度内増加免除件数	数	10,000	16,000	△	6,000

(2) 普通契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成3年度	平成2年度	増	減
年度初頭契約件数	数	1,153,000	1,263,000	△	110,000
年度内新規契約件数	数	209,000	220,000	△	11,000
年度内解約件数	数	818,000	380,000	△	11,000
年度内増加契約件数	数	△	110,000		0

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成3年度	平成2年度	増	減
年度初頭免除件数	数	173,000	184,000	△	11,000
年度内新規免除件数	数	5,000	4,000		1,000
年度内解約件数	数	14,000	15,000	△	1,000
年度内増加免除件数	数	△	11,000		2,000

(3) 衛星カラー契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成3年度	平成2年度	増	減
年度初頭契約件数	数	2,292,000	1,197,000		1,095,000
年度内新規契約件数	数	1,458,000	1,115,000		343,000
年度内解約件数	数	19,000	20,000	△	1,000
年度内増加契約件数	数	1,439,000	1,095,000		344,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成3年度	平成2年度	増	減
年度初頭免除件数	数	6,000	3,000		3,000
年度内新規免除件数	数	3,000	3,000		0
年度内解約件数	数	0	0		0
年度内増加免除件数	数	3,000	3,000		0

(4) 衛星普通契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成3年度	平成2年度	増	減
年度初頭契約件数	数	15,000	5,000		10,000
年度内新規契約件数	数	11,000	10,000		1,000
年度内解約件数	数	1,000	0		1,000
年度内増加契約件数	数	10,000	10,000		0

有料契約見込件数

区 分	平成 3 年度	平成 2 年度	増 減
年度初頭契約件数	3,000	2,000	1,000
年度内新規契約件数	1,000	1,000	0
年度内解約件数	0	0	0
年度内増加契約件数	1,000	1,000	0

有料契約見込総数

区 分	カーラー契約	普通契約	衛星カーラー契約	衛星普通契約	特別契約	合 計
年度初頭契約件数	29,178,000	1,158,000	2,292,000	15,000	3,000	32,641,000
年度内増加契約件数	△ 940,000	△ 110,000	1,489,000	10,000	1,000	400,000
年度末契約件数	28,238,000	1,048,000	3,781,000	25,000	4,000	33,041,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	特別契約	合 計
年度初頭契約件数	227,000	13,000	17,000	1,000	258,000
年度内増加契約件数	0	△ 1,000	5,000	0	4,000
年度末契約件数	227,000	12,000	22,000	1,000	262,000

支私区分别受信契约件数

2

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	6,349,000	22,476,000	353,000	29,178,000
年度内増加契約件数	△ 809,000	△ 391,000	260,000	△ 940,000
年度末契約件数	5,540,000	22,085,000	613,000	28,238,000

区 分	訪問集金	円
1		

区 分	訪問集金	口座振替	機械振込	合 計
年度初頭契約件数	170,000	55,000	2,000	227,000
年度内増加契約件数	2,000	0	2,000	4,000
年度末契約件数	168,000	55,000	4,000	227,000

(2) 普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭	契約件数	518,000	628,000	7,000	1,153,000
年度内増加	契約件数	51,000	89,000	10,000	110,000
年度末	契約件数	467,000	559,000	17,000	1,043,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

計 劃	合 計	口 座 振 替	訪 問 集 金	分 区
13,000	△	1,000	12,000	年度初頭契約件数
1,000		0	1,000	年度内増加契約件数
12,000		1,000	11,000	年度末契約件数

(3) 衛星カラー契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	247,000	2,052,000	23,000	2,392,000
年度内増加契約件数	108,000	1,801,000	30,000	1,439,000
年度末契約件数	355,000	3,923,000	53,000	3,781,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

計 劃	合 計	口 座 振 替	訪 問 集 金	分 別	区 分
17,000		18,000	4,000	年度初頭契約件数	年度初頭契約件数
5,000		5,000	0	年度内増加契約件数	年度内増加契約件数
22,000		18,000	4,000	年度末契約件数	年度末契約件数

(4) 衛星普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	合計
年度初頭	契約件数	1,000	14,000	15,000
年度内増加	契約件数	1,000	9,000	10,000
年度末	契約件数	2,000	23,000	25,000

(5) 特別契約

区	分	訪問集金	口座振替	合	計
年度初頭契約件数	2,000		1,000		3,000
年度内増加契約件数	1,000		0		1,000
年度末契約件数	3,000		1,000		4,000

上記のうち沖縄県における受信契約件数

区	分	口座振替	合	計
年度初頭契約件数	1,000			1,000
年度内増加契約件数	0			0
年度末契約件数	1,000			1,000

5 要員計画

区	分	要員数
事業運営関係		14,095人
建設		241
合	計	14,336

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内800人の削減を見込んだものである。

平成3年度資金計画

1 資金計画の概要

平成3年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額5,996億4,162万8千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額5,988億9,375万4千円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算4,988億5,483万5千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額4,954億1,540万1千円を予定する。

放送債券については60億円発行による入金額59億7,600万円、長期借入金については、91億5,100万円を予定する。

このほか、固定資産売却収入5億9,580万円、放送債券償還積立資産の戻入563億7,000万円、国庫放送関係等交付金収入15億4,190万1千円、有価証券の売却385億円、受取利息その他の入金440億9,152万6千円を見込む。

以上により入金額は、総額5,996億4,162万8千円である。

3 出金の部

事業経費4,132億6,559万5千円、建設経費628億円、放送債券の償還68億7,000万円、長期借入金金の返還129億8,600万円、出資4億4,500万円、放送債券償還積立資産への繰入れ50億7,100万円、建設積立資産への繰入れ241億3,800万円、有価証券の購入536億6,310万円、支払利息その他の出金201億5,605万9千円を合わせ出金額は、総額5,988億9,375万4千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の見込みは、下表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合	計
1 前期末資金有高	金	32,455,000	41,591,551	37,884,235	46,389,637	32,455,000	
2 入金	金	153,815,456	119,702,156	167,208,667	159,415,349	599,641,628	
受 信 料	金	147,138,374	95,615,173	161,010,005	91,651,849	495,415,401	
放 送 債 券	金	0	0	0	5,976,000	5,976,000	
長 期 借 入 金	金	0	0	0	9,151,000	9,151,000	
固定資産売却収入	金	32,570	340,104	65,886	157,440	585,800	
放送債券償還積立資産戻入れ	金	0	0	0	6,370,000	6,370,000	
交付金収入	金	395,070	382,277	383,343	381,211	1,541,901	
有価証券売却収入	金	100,000	100,000	100,000	36,200,000	36,500,000	
受取利息その他の入金	金	5,649,442	23,264,602	5,649,638	9,527,849	44,091,526	
3 出 金	金	144,178,906	123,409,472	158,703,295	172,602,112	598,883,754	
事業経費	金	95,331,197	94,685,637	114,778,343	108,470,418	413,265,595	
建設経費	金	10,303,687	15,641,786	13,490,592	23,363,985	62,800,000	
放送債券償還	金	0	0	0	6,370,000	6,370,000	
長期借入金返還	金	12,985,000	0	0	0	12,985,000	
出 資	金	111,250	111,250	111,250	111,250	445,000	
放送債券償還積立資産繰入れ	金	0	0	0	5,071,000	5,071,000	
建設積立資産繰入れ	金	0	0	0	24,138,000	24,138,000	
有価証券購入	金	19,540,000	8,610,000	25,251,000	252,100	53,698,100	
支払利息その他の出金	金	5,907,771	4,380,739	5,062,080	4,825,409	20,155,059	
4 期末資金有高	金	41,591,551	37,884,235	46,389,637	33,202,874	33,202,874	

日本放送協会平成3年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見

放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成3年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成3年2月

郵 政 大 臣

日本放送協会平成3年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見

日本放送協会(以下「協会」という。)の平成3年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適当なものと認める。

なお、協会は、平成2年度において受信料額の改定を行ったが、長期的に財政を安定させるためにも、事業運営の刷新、効率化を一面徹底し、及び経費の節減に極力努めることが必要であり、事業計画等の実施に当たっては、特に下記の点に配慮すべきである。

記

- 1 協会は、国民の理解と信頼を得て公共放送としての役割を果たしていくため、国民の意向の把握とその事業運営への反映に努めること。
- 2 協会は、効率的な営業活動により、受信料の確実な収納に努めること。特に衛星料金を含む受信料については、一層の契約締結の促進を図ること。
- 3 協会は、衛星放送の効率的実施に配慮するとともに、受信者の要望を踏まえ、その充実、普及に資するよう努めること。
衛星第2テレビジョンにおいては、難視聴解消のために必要な放送を確保すること。
- 4 協会は、国際放送の果たす役割を改めて認識し、今後ともその充実、強化に努め、国際間の相互理解の促進に寄与すること。

理 由

日本放送協会から郵政大臣に提出のあった同協会平成3年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第37条第2項の規定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなっているからである。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的

本件は、日本放送協会の平成3年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本件には、「おおむね適当」と認められる。この郵政大臣の意見が付されている。

二 本件の要旨

収支予算は、受信契約者から徴収する受信料の額及び予算経理の準則を示す予算総則並びに収支予算の款項別金額を、事業計画は、計画概説、建設計画、事業運営計画、受信契約件数及び要員計画を、また、資金計画は、収支予算及び事業計画に基づく資金の出入の計画を定めているものであって、その要旨は次のとおりである。

1 収支予算

(一) 受信料の額は、前年度どおり、次の表のとおりとする。

契約種別	支払区分	月 額	六か月前払額	十二か月前払額
カラー契約	訪問集金	一、三七〇円	七、八〇〇円	一五、二〇〇円
	継続座振振込替	一、三三〇円	七、五一〇円	一四、六三〇円
普通契約	訪問集金	八九〇円	五、一〇〇円	九、九四〇円
	継続座振振込替	八四〇円	四、八一〇円	九、三七〇円
衛星カラー契約	訪問集金	二、三〇〇円	一三、一四〇円	二五、六一〇円
	継続座振振込替	二、二五〇円	一三、八五〇円	二五、〇四〇円
衛星普通契約	訪問集金	一、八二〇円	一〇、四四〇円	二〇、三五〇円
	継続座振振込替	一、七七〇円	一〇、一五〇円	一九、七八〇円
特別契約	訪問集金	一、〇四〇円	五、九二〇円	一一、五四〇円
	継続座振振込替	九九〇円	五、六三〇円	一〇、九七〇円

なお、沖縄県については、特別契約を除き、特例措置として、次の表のとおりとする。

契約種別	支払区分	月 額	六か月前払額	十二か月前払額
カラー契約	訪問集金	一、二二〇円	六、九八〇円	一三、六〇〇円
	継続座振振込替	一、一七〇円	六、六九〇円	一三、〇三〇円
普通契約	訪問集金	七四〇円	四、二八〇円	八、三四〇円
	継続座振振込替	六九〇円	三、九九〇円	七、七七〇円

衛星カラー契約	訪問 集金	
	口座振替	訪問 集金
	二、一六〇円	二、一六〇円
	二、一〇〇円	二、一〇〇円
	二、〇三〇円	二、〇三〇円
	二、四四〇円	二、四四〇円
衛星普通契約	訪問 集金	
	口座振替	訪問 集金
	一、六八〇円	一、六八〇円
	九、六二〇円	九、六二〇円
	一八、七五〇円	一八、七五〇円
	一、六三〇円	九、三三〇円
		一八、一八〇円

(一) 収支予算の見積は、次のとおりである。

(一般勘定)

(事業収支)

事業収入

事業支出

事業収支差金

(資本収支)

資本収入

資本支出

資本収支差金

なお、事業収支差金五五八億一、六〇六万一千円については、四二二億九、四〇〇万円を資本支出に充当し、残り一三六億二、二〇六万一千円は、翌年度以降の財政安定のための財源としてその使用を繰り延べる。

(受託業務等勘定)

(事業収支)

事業収入

事業支出

事業収支差金

なお、事業収支差金五、三〇〇万円と受託業務等費の間接経費二億四、四〇〇万円を合わせた二億九、七〇〇万円を一般勘定の副次収入に繰り入れる。

2 事業計画

(一) 建設計画

衛星放送設備の整備、外国電波混信等に

よる難視聴地域に対し、テレビジョン放送局の補充的な置局を行うほか、地方放送会館の整備、老朽の著しい放送機器の更新整

備等を行う。

(二) 事業運営計画

(1) 国内放送については、情報化、国際化などの社会状況に対応するため、国民的課題、二十一世紀に向けた地球規模の課題に積極的に取り組み、多様で質の高い番組を提供する等、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努める。

また、衛星放送については、国際情報を中心に魅力ある番組を編成する等、その普及促進に努めるほか、ハイビジョンの実験放送を行う。

国際放送については、放送時間を拡充して、海外の日本人に多様な情報を的確に伝えるとともに、放送を通じての国際間の理解と親善に貢献する。また、海外中継を拡充して、受信の改善に努める。

(2) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納を図る。また、効率的な業務運営を一層徹底して経費の節減を図る。

また、受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。

(三) 有料契約件数

年度初頭契約件数を三、二六四万一千件、年度内増加契約件数を四〇万件、年度末契約件数を三、三〇四万一千件と見込んでいる。

(四) 要員計画

業務の効率化を積極的に推進して、年度

内に三〇〇人の純減を行い、要員を一四、三三六人とする。

3 資金計画

平成三年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額五、九九六億四、一六二万八千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額五、九八八億九、三七五万四千円をもって施行する。

三 本件の議決理由

日本放送協会の平成三年度収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

なお、本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成三年三月十五日

通信委員長 野中 広務

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、

承認を求めるの件に対する附帯決議

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一 放送の社会的影響の重大性を深く認識し、放送の不偏不党と表現の自由の確保に一層努めること。

一 協会の最高意思決定機関である経営委員会については、幅広く各界各層の意見を反映できるよう、またその機能が十分発揮されるよう特段に配慮すること。

- 一 協会は、その経営が視聴者の負担する受信料によることをさらに自覚し、一層創造的でかつ効率的な運営をめざすとともに、職員の処遇についても配慮すること。
- 一 協会は、視聴者・国民に対して経営内容を積極的に開示するとともに、受信料制度の理解の促進と衛星料金を含む受信者の確実な把握と収納の確保に努め、負担の公平を期すること。
- 一 衛星放送については、難視聴解消の目的を十分踏まえつつ、番組の充実、普及に努めるとともに、ハイビジョンの実用化を促進すること。
- 一 協会は、国際化の時代に対応して映像メディアによる国際交流を推進するとともに、国際放送の充実に努めること。
- 一 協会は、地域社会の発展に貢献する情報番組を提供する等、地域放送の一層の充実、強化に努めること。

衆議院会議録第十七号中正誤

第三段行 誤

正

三二七ものについて ものについては

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電話

03
(3587)
4302

定 価

本号一部
二二六円
(税 六円を含む)